

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月30日

【事業年度】 第14期(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

【会社名】 株式会社ビットアイル

【英訳名】 Bit-isle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 寺田航平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目5番5号

【電話番号】 03-5782-8721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 深井英夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目5番5号

【電話番号】 03-5782-8721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 深井英夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月
売上高 (千円)	7,866,000	9,731,254	11,949,376	14,747,661	16,663,037
経常利益 (千円)	637,286	1,070,975	1,732,020	2,472,818	2,745,812
当期純利益 (千円)	336,569	628,373	903,793	1,336,989	1,703,740
包括利益 (千円)			904,789	1,516,474	2,010,888
純資産額 (千円)	5,819,930	6,323,929	7,163,623	8,291,982	12,129,871
総資産額 (千円)	25,267,042	26,828,004	27,761,602	28,124,828	34,528,953
1株当たり純資産額 (円)	34,687.23	38,016.49	212.93	244.90	333.20
1株当たり 当期純利益金額 (円)	2,038.91	3,824.24	27.52	40.49	51.13
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	2,012.59	3,778.32	26.96	39.48	49.70
自己資本比率 (%)	22.7	23.2	25.3	28.7	34.2
自己資本利益率 (%)	6.0	10.5	13.6	17.7	17.1
株価収益率 (倍)	30.0	21.7	26.6	16.0	17.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	474,800	3,988,213	3,830,965	5,418,625	4,873,331
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,137,878	504,843	3,499,094	2,065,523	4,697,601
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,896,411	2,366,533	1,240,407	3,772,397	2,998,585
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	3,247,907	4,364,743	3,456,206	3,045,751	6,220,068
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	155 ()	187 ()	308 ()	353 (2)	403 (3)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年2月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年 7月	平成22年 7月	平成23年 7月	平成24年 7月	平成25年 7月
売上高 (千円)	7,741,042	9,569,079	11,047,261	13,579,109	15,152,515
経常利益 (千円)	681,781	1,023,658	1,651,761	2,462,288	2,588,616
当期純利益 (千円)	381,341	544,145	872,571	1,346,786	1,594,976
資本金 (千円)	2,717,946	2,723,946	2,732,738	2,762,098	3,462,963
発行済株式総数 (株)	168,220	168,460	168,655	33,854,400	35,483,200
純資産額 (千円)	6,074,907	6,423,071	7,230,547	8,362,725	12,084,541
総資産額 (千円)	25,500,186	26,901,041	27,656,549	28,066,454	34,325,380
1株当たり純資産額 (円)	36,232.07	38,628.32	215.02	247.31	332.38
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	600 ()	1,000 ()	1,400 ()	9 (4)	15 (5)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	2,310.13	3,311.64	26.57	40.78	47.87
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	2,280.32	3,271.87	26.03	39.77	46.52
自己資本比率 (%)	23.5	23.5	25.7	29.1	34.4
自己資本利益率 (%)	6.5	8.8	13.0	17.7	16.0
株価収益率 (倍)	26.4	25.0	27.6	15.9	18.4
配当性向 (%)	26.0	30.2	26.3	22.1	31.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	90 ()	106 (17)	115 ()	130 (1)	146 (2)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年2月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 平成24年2月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第13期1株当たり中間配当額は、当該株式分割を考慮した金額であります。

4. 第14期1株当たり配当額15円には、上場記念配当4円を含んでおります。

2 【沿革】

1990年代後半からのインターネット関連ビジネスの爆発的な成長により、企業にとってITを活用した事業は必要不可欠となっており、この環境下において企業のIT事業を支えるインフラを中心としたアウトソーシングサービスに対する期待が高まる中、米国を中心としてITアウトソーシング市場は急速な伸びを示して参りました。

同時期の日本におけるITアウトソーシング市場におきましては、大手SI(*1)事業者を中心としたホストコンピュータ(*2)によるシステムの運用により、システムのアウトソーシング化の流れから遅れを取って参りましたが、2000年前後からのシステムのオープン化の波によって、ITアウトソーシング市場、その中でもインフラであるインターネットデータセンター(*3)事業に対する需要が急激に高まって参りました。しかし、一方では、東京へのインターネットインフラの一極集中化により設備投資及びランニングコストが増大化しており、インターネットデータセンター事業の運営は、資本力のある通信事業者及び大手SI事業者が副業として立ち上げるのみでありました。

ユーザーの細やかな要求にこたえることができ、かつ、質の高いサービスを提供できるインターネットデータセンター事業者が決定的に不足している環境の中、当社グループは、ユーザーの初期投資負担を削減し、インフラからアプリケーションの運用までのサービスをユーザーのニーズに適した価格で提供できるITアウトソーシング事業を事業化することで日本のITアウトソーシング業界に風穴を開けることが可能であると考えました。そしてまた、この事業化は日本の産業活性化のために是非とも必要であり社会全体に貢献できる分野であると判断し、平成12年東京都品川区東品川においてインターネットデータセンター事業を皮切りとして「総合的ITアウトソーシングサービス」を提供することを目標とする「株式会社ビットアイル」を設立いたしました。

年月	事項
平成12年 6月	東京都品川区東品川にITアウトソーシング請負業務を事業目的とする株式会社ビットアイルを設立。
平成13年 3月	第1データセンターにてコロケーションサービスとネットワークサービス開始。
6月	24時間365日の体制整備完了に伴う運用サービス開始。
平成14年 2月	インターネットにおけるウィルス対策等のセキュリティサービス開始。
10月	ストレージサービス開始。
平成15年 2月	システムインテグレーションサービス開始。
5月	NTCグループ4社(有限会社堤コンサルティンググループ(現 株式会社NTCホールディングス)、株式会社エヌティーシー、株式会社ファインダー、スカイメディア株式会社(現 株式会社インクルーズ))を買収し、モバイルメディア事業を開始。
平成16年 1月	株式会社エヌティーシー、株式会社ファインダーを吸収合併し、株式会社ビットアイル内にモバイル事業部を発足。
	東京都港区港南二丁目16番4号に本店を移転。
2月	サーバ(*4)機器を主体としたレンタルサービス開始。
11月	データセンターにてISMS/BS7799(*5)の認証を取得。
平成17年 2月	株式会社ビットアイルのモバイル事業部を分割し、株式会社NTCホールディングスの100%子会社であるスカイメディア株式会社(現 株式会社インクルーズ)に吸収。
	株式会社NTCホールディングスの株式を株式会社コネクテクトテクノロジーズに売却し、株式会社ビットアイルからモバイルメディアサービスに関する部門を切り離す。
4月	株式会社ブロードバンドタワーとの提携による大型バーチャルiDCフロアの協同構築。
8月	ASP(*6)サービス開始。
平成18年 2月	株式会社ビットサーフ(現 連結子会社)設立。
7月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))」に新規上場。
8月	第2データセンターオープン。
9月	株式会社クララオンラインと資本・業務提携を締結し、同社が実施した第三者割当増資を引受ける。
11月	第3データセンターオープン。
平成19年 1月	FOR-S株式会社の第三者割当増資を引受け、子会社化する。
6月	株式会社CSKホールディングスと資本・業務提携を締結。
9月	株式会社テラス(現 連結子会社)の第三者割当増資を引受ける。
平成20年 4月	プライバシーマーク付与認定を受ける。
8月	東京都港区東新橋一丁目9番2号に本店を移転。
平成21年 2月	第4データセンターオープン。
6月	株式会社電通国際情報サービスと資本・業務提携を締結。
平成22年10月	ソーシャルドキュメント共有サービスを展開する株式会社ライブラネオを株式会社ネオジャパンと合併で設立。
12月	サイトロック株式会社(現 連結子会社)の株式取得。
平成23年 6月	大阪データセンターオープン。
	セタ・インターナショナル株式会社(現 連結子会社)設立。
8月	ビットアイル総合研究所を発足。
10月	東京都品川区東品川二丁目5番5号に本店を移転。
平成24年11月	第3データセンターB棟オープン。
平成25年 1月	AXLBIT株式会社(現 連結子会社)の株式取得。
2月	太陽光発電事業を広島県竹原市にて開始。
7月	東京証券取引所市場第一部に上場。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社5社及び関連会社1社で構成されております。当社グループの報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、従来どおり販売サービス別に示していません。

当社は、当社グループの主要サービスであるiDCサービス及びその関連サービスであるマネージドサービスをコア事業と位置付け、iDCサービスを当社が提供し、マネージドサービスを当社及び子会社であるサイトロック株式会社において提供しております。

また、子会社である株式会社ビットサーフが当社グループの顧客を中心にエンジニアリングサービスを提供いたします。さらに、子会社である株式会社テラス、セタ・インターナショナル株式会社及びAXLBIT株式会社その他事業提携先企業により当社グループのサービス基盤を利用してサービスを開発・提供しております。

当社グループの提供するサービスは現在iDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスに分類されており、子会社及び事業提携先企業を中心に提供するサービスをソリューションサービスと位置付け、それらのサービスラインナップを充実させることにより幅広い顧客のITアウトソーシングニーズをワンストップで提供する体制を整えております。

当社グループの企業集団の状況を事業系統図で示すと以下のとおりであります。

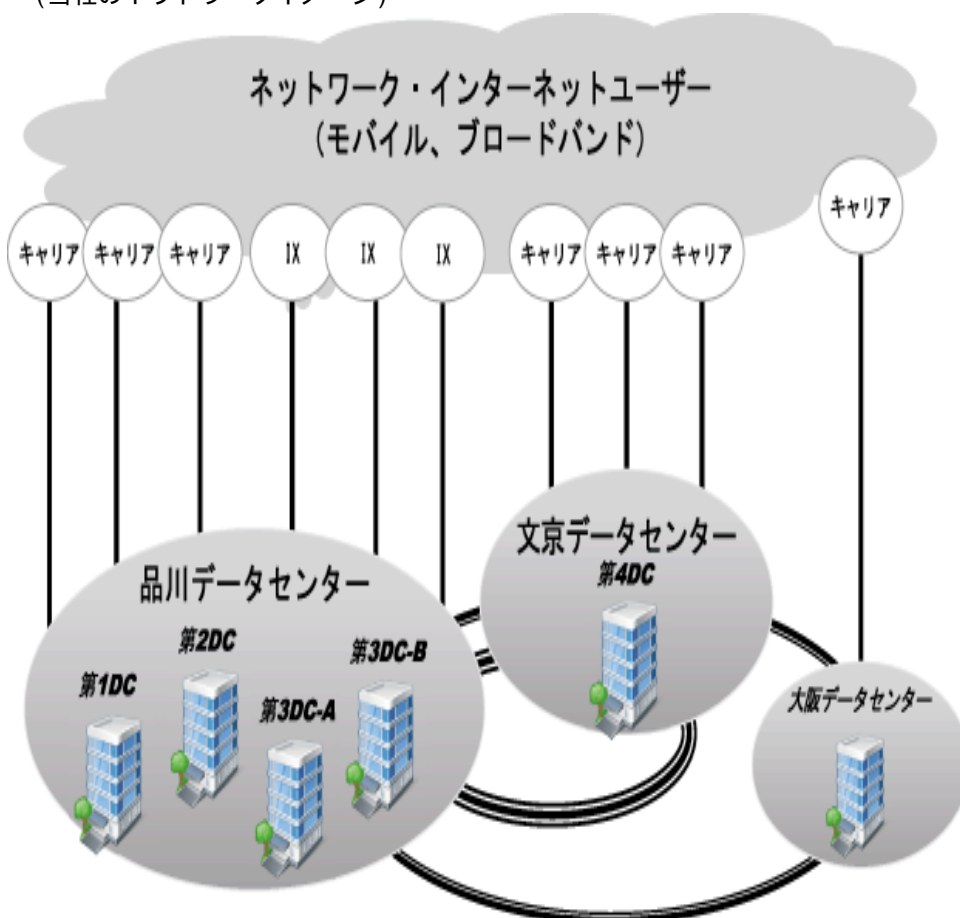
・ iDCサービス

当社が運営するデータセンターのインフラストラクチャーを顧客企業に安全かつ安定的に提供するサービスであり、「コロケーションサービス(*7)」、「ネットワークサービス」を中心に提供しております。

コロケーションサービス..... サーバやネットワーク機器を最適なセキュリティ・電源設備・空調設備環境の中で預るサービスです。

ネットワークサービス..... 複数のキャリア(*8)やIX(*9)への接続を通じてインターネット接続を提供するサービスです。

(当社のネットワークイメージ)



・マネージドサービス

当社のiDCサービスを利用していただいている顧客企業を中心に、ハード面を含めたサーバ環境の構築からその管理及び運用に至るまでをサポートするサービスであり、「クラウドサービス」、「運用サービス」、「セキュリティサービス」、「ストレージサービス」、「レンタルサービス」を中心に提供しております。

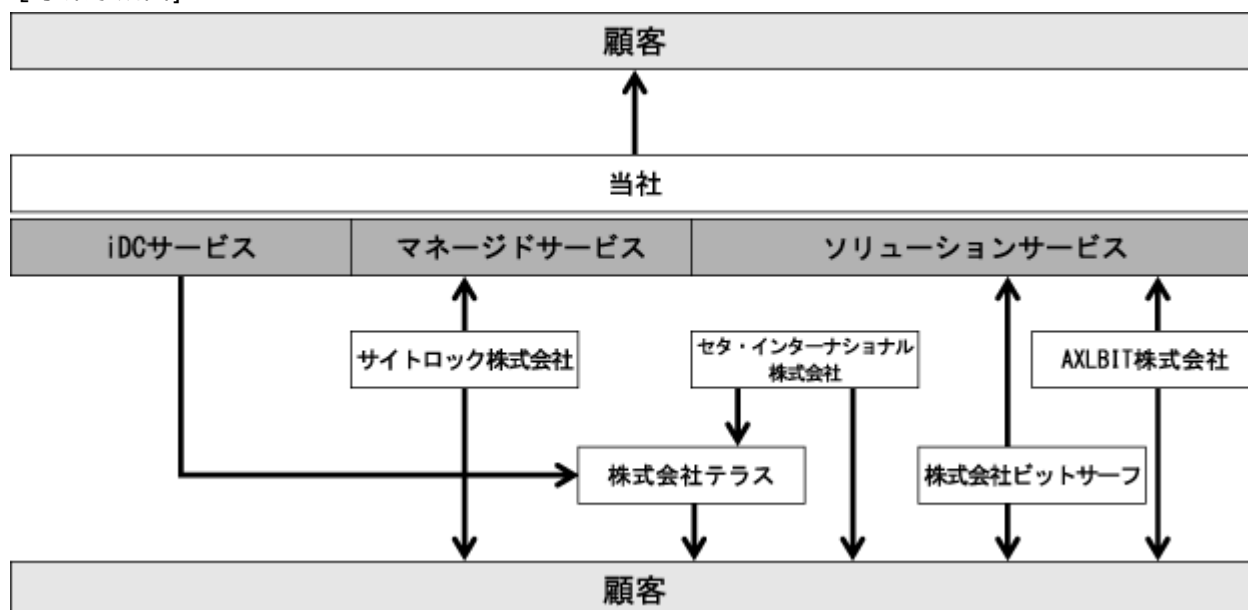
クラウドサービス.....	サーバ等のハードウェアを顧客企業が自社で所有するのではなく、必要な時に必要な分だけ利用できるサービスです。
運用サービス.....	サーバや通信機器の障害対応や定期的な運用・操作を顧客に代替して行うサービスです。
セキュリティサービス.....	顧客企業のシステムやネットワークにセキュリティソリューションを提供するサービスです。
ストレージサービス.....	当社の所有するサーバのストレージ(*10)領域を顧客企業に提供するサービスです。
レンタルサービス.....	サーバや通信機器を顧客企業にレンタルの方法で提供するサービスです。

・ソリューションサービス

当社グループの提供するiDCサービス、マネージドサービス以外のサービスであり、「システムインテグレーションサービス」、「エンジニアリングサービス」、「ASPサービス」を中心に提供しております。

システムインテグレーションサービス.....	顧客企業のニーズに合ったシステムやネットワークをコンサルティング・提供・構築するサービスです。
エンジニアリングサービス.....	データセンターで実務経験を積んだ人材及び当社グループのシステム運用ノウハウに基づいて、顧客企業の業務を一括して請け負うアウトソーシング、顧客企業の社内スキル、ノウハウの継承、ナレッジの蓄積を図るインソーシング、必要な人材を必要な期間提供する人材派遣及び人材紹介などの各種サービスです。
ASPサービス.....	顧客企業と提携しASPサービスの開発・運用に必要なインフラストラクチャーを提供、もしくは、アプリケーションを共同開発するサービスです。

[事業系統図]



1. 「総合ITアウトソーシング事業」として「iDCサービス」「マネージドサービス」「ソリューションサービス」を提供しております。
2. 平成25年2月より「総合ITアウトソーシング事業」に加えて、太陽光発電事業を開始しております。

〔用語解説1〕

* 1 SI(SI事業者)(System Integrator / システムインテグレーター)

企業へのコンピュータシステム導入をサポートする事業者のこと。ハードウェアやソフトウェアの選定・手配、ネットワーク敷設、ソフトウェアのカスタマイズ、プログラム開発など、コンピュータ導入に関する全般的な作業を行うこと。また、これらを行っている企業。

* 2 ホストコンピュータ

ネットワークの中心となる大型のコンピュータで、その高い処理能力で各種サービス(たとえば電子メールの送信、受信など)に必要な処理のほとんどを行う。単にホストと略して呼ばれることが多く、むしろそのほうが一般的。ホストコンピュータに接続して利用する端末はターミナルと呼ばれ、処理の結果をただ表示するだけという場合がほとんど。サービスを提供するネットワークの中心となるコンピュータという意味では、サーバも同じだが、サーバはそれぞれネットワークに接続していない状態でも使用できるコンピュータを接続するという違いがある。

* 3 インターネットデータセンター(iDC: internet Data Center)

顧客のサーバを預り、インターネットへの接続(コネクティビティ)と、サーバの運用、監視環境(ファシリティ)を提供するサービス、またはその施設。「iDC」と略され、サービスを提供する事業者を「iDC事業者」という。

* 4 サーバ

コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。インターネットにおけるWWWサーバなどが該当する。また、クライアントソフトウェアに対し、自身の持っている機能やデータを提供するソフトウェアのこと。

* 5 ISMS / BS7799 (ISMS: Information Security Management System/情報セキュリティマネジメントシステム)

企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組み。コンピュータシステムのセキュリティ対策だけでなく、情報を扱う際の基本的な方針(セキュリティポリシー)や、それに基づいた具体的な計画、計画の実施・運用、一定期間ごとの方針・計画の見直しまで含めた、トータルなリスクマネジメント体系のことを指す。1999年にイギリス規格協会(BSI)がISMSの標準規格として「BS7799」を策定し、翌2000年、実践規範である「BS7799 Part 1」が国際標準化機構(ISO)によって「ISO/IEC 17799」として国際標準化された。その後2007年にISO/IEC 27002と改称された。また、国内では同規格に沿ったガイドラインが2002年に「JIS X 5080」として標準化されている。

これを受けて、日本では、財団法人 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が企業のISMSがISO/IEC 17799に準拠していることを認証する「ISMS適合性評価制度」を運用している。

* 6 ASP(Application Service Provider/アプリケーションサービスプロバイダ)

ビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業者のこと。

利用者がWebブラウザを使って、ASPの保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用する。

レンタルアプリケーションを利用すると、利用者のパソコンには個々のアプリケーションソフトをインストールする必要がないので、企業の情報システム部門の大きな負担となっていたインストールや管理、アップグレードにかかる費用・手間を節減することができる。

従来はERPなどの大規模な業務システムがレンタルの対象であったが、近年ではワープロや表計算などの日常頻繁に使われるアプリケーションソフトもレンタルされるようになりつつある。

* 7 コロケーションサービス

ハウジングサービスともいわれ、利用者の通信機器や情報発信用のコンピュータ(サーバ)を、回線設備の整った施設に設置するサービス。通信事業者やインターネットサービスプロバイダが行なっているサービスで、高速な回線や耐震設備、安定した電源設備などを安価に提供することができる。業者によっては、機器の保守や監視を請け負うところもある。似たようなサービスに「レンタルサーバ」があるが、これは、事業者が自社設備内に用意したコンピュータを借りて、複数の顧客で共有するサービスである。コロケーションサービスでは、サーバなどの機器はすべて顧客が用意したものを使い、事業者は場所と回線、電源などを提供する。

* 8 キャリア

通信事業者ともいわれ、音声通話やデータ通信等の各種通信サービスを提供する企業のこと。自前の回線網などの設備を保有してサービスを提供する事業者と、そのような事業者から設備を借りて付加価値サービスを提供する事業者があるが、日常的には単に通信事業者といった場合は全社のことを指すことが多い。

* 9 IX(Internet eXchange/インターネットエクスチェンジ)

複数のインターネットサービスプロバイダ同士を高速な回線で相互に接続するインターネット上の相互接続ポイントのこと。複数のネットワーク間の接続をまとめることで、各ネットワーク同士がそれぞれ個々に接続する場合と比較し、コストやデータ転送の効率性を高めることが可能となる。国内の代表的なIXとして、JPNAPやJPIXなどがある。

* 10 ストレージ

外部記憶装置のことで、コンピュータ内でデータやプログラムを記憶する装置のこと。ハードディスクやフロッピーディスク、MO、CD-R、磁気テープなどがこれにあたる。磁気的に記録を行なうものが多いため、記憶容量が大きく、電源を供給しなくても記録が消えないという特徴があるが、動作が遅く、CPU(中央処理装置)からは内容を直接読み書きすることができない。コンピュータ内にはこれとは別に、半導体素子を利用して電氣的に記録を行なう主記憶装置(メインメモリ)が装備されており、利用者がプログラムを起動してデータの加工を行なう際には必要なものだけ主記憶装置に呼び出して使い、長期的な保存には外部記憶装置が利用される。

(出典：IT用語辞典(e-Words)、@niftyデジタル用語辞典など)

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の 所有又は 被所有 割合(%)	関係内容
(株)ビットサーフ	東京都 品川区	40	システムインテグレーションサービス エンジニアリングサービス	所有 100.00	当社サービスの提供 同社サービスの受入 役員の兼任
(株)テラス	東京都 品川区	96	動画配信ソリューション システムソリューション ホスティング・ASPサービス	所有 94.68	当社サービスの提供 同社サービスの受入 資金援助 役員の兼任
サイトロック(株)	東京都 品川区	10	サーバー監視・障害対応・運用サービス IT運用支援サービス	所有 100.00	当社サービスの提供 同社サービスの受入 役員の兼任
セタ・インターナショナル(株) (注)3,4	東京都 品川区	10	システムソリューション オフショア開発サービス	所有 50.00 (50.00)	役員の兼任
AXLBIT(株)	東京都 品川区	3	SaaSソリューションサービス	所有 100.00	同社サービスの受入 役員の兼任

- (注) 1. 当社の報告セグメントは総合ITアウトソーシング事業のみであるため、「主な事業の内容」欄には、サービス内容を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 支配力基準の適用により実質的に支配していると認められるため、連結の範囲に含めております。
4. 当社の議決権の所有比率の()内の数値は、株式会社テラスによる所有割合であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	403
合計	403

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社及び連結子会社の事業の報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであるため、区分表示は行っておりません。
3. 当社グループの報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

平成25年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
146(2)	36.1	3.6	6,758

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであるため、セグメント別の従業員数は記載をしておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、復興関連需要や新政権による経済対策、金融政策を背景とした円高是正による輸出環境の改善や株価の上昇などにより着実に回復基調となってきました。一方で、設備投資は回復基調にあるものの顕著な増加までには至っておらず、また欧州債務危機や海外経済の減速などの先行き不透明な状況がわが国経済活動へ影響しており、先行きは依然として不透明な状況にあります。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成24年に2兆9,684億円であった市場規模がその後5年間年平均成長率2.1%で推移し、平成29年には3兆2,925億円となることを見込まれております（矢野経済研究所）。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。さらに、インターネット資産に対する企業の考え方は「所有」から「利用」への傾向に変化していることも当社グループの事業領域を牽引する要因となっております。また、当社グループの中核サービスであるiDCサービスと関連性の高いデータセンター市場に関しましては、平成24年に1兆1,298億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まり等により、平成25年には1兆2,156億円に達すると見込まれ、その後も10%程度の成長が見込まれております（IDC Japan）。

このような環境の下、当社グループは当連結会計年度も引き続きiDCサービスの販売を進めることによりデータセンターの稼働率を高めるとともに、レンタルやクラウドサービスを中心としたマネージドサービスの収益も拡大するなど、iDCサービス、マネージドサービスが順調に推移した結果、売上高は16,663百万円（前年同期比13.0%増加）、営業利益3,068百万円（前年同期比11.7%増加）、経常利益2,745百万円（前年同期比11.0%増加）となり、当期純利益は1,703百万円（前年同期比27.4%増加）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、従来どおり販売サービス別に示しております。サービス別の状況は次のとおりであります。

< iDCサービス >

iDCサービスにおきましては、堅調な市場環境に 대응できる拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当連結会計年度末において稼働ラック数は4,535ラック（前年同期比3.4%増加）となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することができました。

その結果、iDCサービスの当連結会計年度の売上高は10,739百万円（前年同期比3.6%増加）となりました。

< マネージドサービス >

マネージドサービスにおきましては、クラウドサービスの強化を行ったことに加え、レンタルサービスの販売も増加したこと等により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

その結果、マネージドサービスの当連結会計年度の売上高は4,326百万円（前年同期比32.7%増加）となりました。

< ソリューションサービス >

ソリューションサービスにおきましては、100%子会社である株式会社ビットサーフにおけるグループ外向けのシステムインテグレーション、エンジニアリングサービス提供が引き続き好調であった結果、ソリューションサービスの当連結会計年度の売上高は1,536百万円（前年同期比36.7%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,174百万円増加し、6,220百万円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、4,873百万円(前年同期は5,418百万円の獲得)となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益2,759百万円、減価償却費3,427百万円等の要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、4,697百万円(前年同期は2,065百万円の使用)となりました。

これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出4,936百万円、有形固定資産の売却による収入861百万円等の要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、2,998百万円(前年同期は3,772百万円の使用)となりました。

これは主に、株式の発行及び自己株式の処分による収入2,045百万円、借入れによる収入5,400百万円、借入金の返済による支出2,860百万円、リース債務の返済1,255百万円等の要因によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当社グループの報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみでありますので、従来どおり販売サービス別に示しております。

当連結会計年度における販売実績を販売サービス別に示すと、次のとおりであります。

販売サービスの名称	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
iDCサービス	10,739,711	103.6
マネージドサービス	4,326,503	132.7
ソリューションサービス	1,536,208	136.7
その他	60,615	
合計	16,663,037	113.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グリー株式会社	2,188,499	14.8	2,326,334	14.0
KDDI株式会社	1,557,769	10.6	1,893,954	11.4

3 【対処すべき課題】

当社グループをとりまく環境は、強い需要を背景に今後とも比較的好ましい状況が継続することが期待されますが、一方で好環境における同業間における競争は更に激化することが予想されます。当社グループにおきましては、強い需要と細かい顧客ニーズに応じたサービスの提供を今まで以上に強化していく必要があると認識しております。

当社グループは、この環境下において顧客に対し安定的に確実なサービスを提供していくために、特に以下の三点を当社の最重要の課題として認識いたしております。

(1) 「サービス提供体制の強化」

当社グループは、顧客のITサービスを支えるアウトソーシング事業を展開しているため、顧客がストレスなく事業を展開できるように安定的かつ確実にサービスを提供する責任があります。そのため、当社グループは、所有するインフラの保守・運用を確実に行うためだけでなく、システムの二重化や、より確実な運用ノウハウのマニュアル化等の充実を図り、今後も顧客事業の安定的運営を確実にサポート出来る体制作りを努めてまいります。

(2) 「サービス付加価値の向上及びサービス領域の拡大」

当社グループは、顧客の顕在需要のみならず潜在的なニーズにも対応すべく柔軟かつ迅速にサービスを提供できることが当社グループの付加価値であると認識しております。したがって、常に顧客の需要とニーズが何処にあるのかを意識して、現在事業化されているiDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスのみならず新たなITソリューションサービスを開発し、総合ITアウトソーシング事業者としての基盤を整えていくよう努めてまいります。

(3) 「サービス向上に向けた人材の確保・育成」

当社グループのサービスの質は、究極的にはそのサービスを提供している社員一人一人の質によっております。サービスの拡大及び質の向上は、優秀な人材の確保・育成によっていることを認識し、電源やネットワークを基盤とした高度な技術を持つだけでなく、安定的かつ確実なサービスの提供を可能とする知識・経験・人間性を備えた人材の確保が必要であると認識し、人材確保と人材育成の取り組みを一層強化するよう努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本報告書提出日現在において当社で想定される範囲で記載したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限定されるものではありません。

(1) 当社グループの事業について

インターネット市場・ブロードバンド市場の将来性について

我が国における平成24年のインターネットの人口普及率は79.5%((対前年比0.4%増)、インターネットの利用人口はおおよそ9,652万人と推定され(総務省「通信利用動向調査」)、着実に成長を示しております。

しかしながら、同市場は、未だに急激な技術革新などによりベースとなる技術が劇的に変化する可能性や新規サービス出現の可能性が高いこと、また、ユーザーの期待とのギャップを埋めるためのSLAの徹底や新たな法的規制への準拠が求められる可能性があり、当社グループが技術革新や顧客ニーズに十分に対応できなかった場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。

ITアウトソーシング市場について

平成24年の国内ITアウトソーシング市場の規模は、2兆9,684億円(矢野経済研究所)であり、我が国全体の景気動向が不透明感を増す中においても、コスト削減意識も後押しし意識が所有から利用に変わってきていること等、企業のIT投資のアウトソーシング化の方向性に変化はなく、着実に成長しております。国内ITアウトソーシング市場の中でも、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)サービス、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)・SaaS(ソフトウェア・アズ・ア・サービス)サービス、システムインテグレーションサービス及び運用管理サービスが特に大きな成長を示しております。

また、同市場は平成25年から5年間年平均2.1%で成長を続けており、平成29年には3兆2,925億円に達するものと予想されております(矢野経済研究所)。

しかしながら、同市場は、未だに急激な技術革新などによりベースとなる技術が劇的に変化する可能性や新規サービス出現の可能性が高いこと、また、ユーザーの期待とのギャップを埋めるためのSLAの徹底や新たな法的規制への準拠が求められる可能性があり、当社グループが技術革新や顧客ニーズに十分に対応できなかった場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。また、同市場においては多くの企業が事業展開しておりサービス開発や価格等において競争が激化した場合、また、当社グループの競争力が低下した場合等は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが提供するサービスについて

(a) 設備及びネットワークの安定性について

当社グループのインターネットデータセンターは、堅牢な倉庫ないし専用設計による建物をデータセンター化したものであり、耐震性やセキュリティに十分な配慮がなされているだけでなく、消火設備の設置、自家発電装置等を利用した電源の二重化、回線の二重化、単一の機器ベンダーに依存しないネットワークの構築、設備及びネットワークの監視など、24時間365日安定したサービスが提供できるように最大限の対応をいたしております。また、当社グループは上記に加え、品質管理部門の設置、設備専門要員の24時間常駐化等の施策を実行し、さらなる安定運用のための体制強化を実施しております。

しかしながら、万が一、主要なデータセンターを運営している東京都心部で大規模な地震、火事などの自然災害があった場合、悪質なコンピュータウイルスやハッカーからの攻撃を受けた場合、その他競争、テロなどの予期せぬ重大な事象の発生により、当社グループの設備又はネットワークが利用出来なくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 情報セキュリティ管理について

当社グループが提供するサービスは、顧客企業がインターネット上でコンテンツを配信するためのサーバを預かるサービスが中心であり、対象はインフラ部分に限られております。そのため、当社グループがサーバ内のアプリケーション部分に関与することは基本的にありません。インターネットデータセンター設備の物理的なセキュリティに関しても、監視カメラによる監視や、顧客ごとに付与する専用カード及び生体認証によって入退出を管理するなど、厳重なセキュリティ体制を構築しております。また、顧客情報の取り扱いにつきましては、ISMSに則り、全社体制で細心の注意を払っているほか、経済的損失に対応した保険契約を締結し、リスクヘッジを図っております。

しかしながら、以上のような当社グループの努力にも関わらず、外部からの不正アクセス等により情報の外部流失、毀損、消失等が発生した場合には、当社グループの社会的信用失墜する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) エネルギー事情について

当社グループのiDCサービスは、顧客企業のサーバを電源設備・空調設備環境の整ったインターネットデータセンターにてお預りし、安定した電力供給のもと空調の効率化や省電力化を念頭におきサービスを提供しております。しかしながら、iDCサービスの提供には相当量の電力を使用しますので、今後電力料金の急激な値上げが発生し、その値上げを販売価格へ転嫁できなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、電力使用制限等の実施により電力供給が不安定あるいは不足する状況となり、自家発電等の代替電力を継続して利用することにより追加的な費用が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 太陽光発電事業について

平成23年3月の東日本大震災以降、電力コストの上昇、全国的な電力不足懸念や発電方法の模索等、日本における電力事業は大きく変化しております。当社の事業領域であるインターネットデータセンターにとって、その需要がますます旺盛となる反面、電力問題が最大の課題となっております。

このような背景の下、今後の電力コストの上昇等に対応すべく、安価な電力供給体制の確立を目指すと同時に、クリーンエネルギーの活用を通じてCSR活動に取り組む新たな組織として、エネルギー事業推進室（現エネルギー事業部）を設立するとともにメガソーラー事業に着手し、平成25年2月に広島県竹原市において「広島メガソーラー（第1期）」を、平成25年7月に「広島メガソーラー（第2期）」の操業を開始いたしました。

今後、日照不足により当初想定通りの発電が出来なかった場合に、或いは何らかの原因により設備が毀損した場合等においては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社に関する重要事項

100%子会社株式会社ビットサーフについて

当社は、平成18年2月に株式会社ビットサーフを100%子会社として設立いたしました。同社は、人材サービスを中心に事業展開を行っており、今後も当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

子会社株式会社テラスについて

当社は平成19年9月にシステム開発受託から動画配信等のプラットフォームサービスの提供を行う同社の第三者割当増資を引き受けた結果、同社株式を90.50%（当連結会計年度末94.68%）保有する筆頭株主となりました。同社は動画配信ソリューションサービスを始めとして多くの顧客企業が共通して利用できるプラットフォームの開発及びサービスの提供ならびにホスティング事業を推進していく計画であります。同社は今後とも当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態及び経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

100%子会社サイトロック株式会社について

当社は、平成22年12月27日付でサイトロック株式会社の全株式を取得し、100%子会社といたしました。同社は、マネージドサービスを中心に事業展開を行っており、今後も当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

子会社セタ・インターナショナル株式会社について

当社子会社の株式会社テラスは、平成23年6月2日付でSETA International LLCとの合併により、セタ・インターナショナル株式会社を設立いたしました。同社は、ソーシャルネットワーク関連のサイト、アプリ開発を中心にオフショア開発サービスを行っており、ソリューションサービスを中心に事業展開を行っており、今後も当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態及び経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

100%子会社AXLBIT株式会社について

当社は、平成25年1月30日付でAXLBIT株式会社の全株式を取得し、100%子会社といたしました。同社はSaaSプラットフォームサービスを中心に行っており、今後も当社グループの顧客基盤を中心や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保について

当社グループが、今後も継続して成長していくためには、技術者を中心とした優秀な人材の確保・育成並びに定着を図ることが重要であると考えておりますが、一方で、国内インターネット市場やITアウトソーシング市場の急速な拡大により、専門知識や技術をもつ人材が恒常的に不足しております。

当社グループといたしましては、積極的な事業展開や報酬制度、研修制度、福利厚生も含めた充実した人事施策により求職者にとって魅力的な企業となるべく最大限の努力をしておりますが、必要な人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や当社グループの予想を大幅に上回るような社員の流出がある場合には、事業拡大の制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社は、電気通信事業者(旧一般第二種電気通信事業者)として、総務省に届出を行っており、電気通信事業法及び関連する省令等を遵守しております。現在のところ、これらの法律による規制の強化等が行われるという認識はありませんが、今後、これらの法律及び省令が変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、全世界的な環境に対する意識の高まりの影響により、我が国も経済産業省や東京都を代表として様々な取り組みが行われております。当社は、改正省エネ法(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」)により第一種エネルギー管理指定工場に指定されておりエネルギーの使用の合理化に取り組むことが求められております。また、改正東京都環境確保条例(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」)の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」によりCO2等温室効果ガス排出の総量規制の対象となっております。今後、これらの法律及び条例が変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

ストックオプションについて

当社は、役員及び従業員等が、経営参画意識及び企業価値向上への関心を高め、株主の利益を重視した業務展開を積極的に図ることを目的として、ストックオプションを取締役、監査役及び従業員等計175名に付与しております。当期末の同ストックオプションの潜在株式数は1,568,500株であり、潜在株式数を含む発行済株式総数37,051,700株の4.2%に相当しております。なお、同ストックオプションが行使されれば、株式が発行されるため、当社の1株当たりの株式価値は希薄化いたします。また、当社は、役員及び従業員等の士気を高めると同時に優秀な人材を確保するために、今後もストックオプションの付与を行う可能性があります。この場合は、株式価値の希薄化をさらに招くおそれがあります。

資金調達について

当社グループの事業計画においては、データセンタースペースの拡張投資、既存データセンターの更新投資、新規データセンターの設立、新サービス開発のための投資等を計画しております。

当社は、平成18年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」(現東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場を果たし、更に平成25年7月に東京証券取引所市場第一部に市場変更をしたことにより、従来の銀行借入やリース調達等による間接金融中心の資金調達のみならず、直接金融を含む多様な資金調達が可能になり、財務バランスをより一層意識して資金調達手段を選択するとともに、財務体質の強化をも合わせて必要な資金調達の実現を図っていきたいと考えております。

しかしながら、外部環境の変化等の要因によって資金調達計画の変更を余儀なくされるような場合には、設備投資計画の変更に合わせて事業計画そのものも変更せざるを得なくなる可能性があります。

金利変動について

当社グループの有利子負債残高は、平成25年7月末時点において18,705百万円(総資産の54.2%)であり、今後の市場金利の変動により、当社グループの業績は影響を受ける可能性はあります。

ただし、有利子負債残高の70.3%が長期借入金等の固定負債であり、その大部分は固定金利で調達しております。

寺田倉庫株式会社との関係について

寺田倉庫株式会社は、平成25年7月末日現在、当社の議決権比率14.7%を保有する当社の筆頭株主であります。

当社グループと同社を含む同社グループとの間におきましては、営業取引関係としてデータセンター建物の賃借及びデータセンター建設用地の賃借取引等が継続しております。

当社グループと同社グループとは、今後も良好な協力関係を継続していく予定ですが、同社グループの経営方針に変更等が生じた場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、下記の通りデータセンターの建物あるいは用地につきまして賃貸借契約を締結しております。

契約先	契約年月日	契約の内容	契約期間
寺田倉庫(株)	平成17年7月25日	第1データセンター 建物賃貸借契約	自：平成17年4月1日 至：平成19年3月31日 (以後2年毎の自動更新)
	平成18年3月27日	第2データセンター 建物賃貸借契約	自：平成18年3月8日 至：平成20年3月7日 (以後2年毎の自動更新)
	平成18年2月2日	第3データセンターA棟 事業用借地権設定契約	自：平成18年2月2日 至：平成28年2月1日
	平成23年10月5日	第3データセンターB棟 営業用定期建物賃貸借契約	自：平成23年11月1日 至：平成33年10月31日
鹿島建設(株)	平成19年9月26日	第4データセンター 建物賃貸借契約	自：平成19年10月1日 至：平成40年7月31日
国分トラスト(株)	平成24年10月31日	第5データセンター 停止条件付事業用借地権設定契約	自：第5データセンターの建物が完成し引き渡しを受けた日 至：平成74年10月30日

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの連結財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に貸倒引当金、賞与引当金であり、継続して評価を行っております。

なお、見積りの評価については、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、異なる可能性があります。

貸倒引当金

当社グループでは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、追加の引当計上が必要となる可能性があります。

賞与引当金

当社グループでは、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しておりますが、当社の賞与対象期間の業績及び採用の状況等により、実際の支給額が引当額を超える可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度における財政状態は、次の通りであります。

資産の部

当連結会計年度末における総資産は34,528百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,404百万円増加しました。これは新株発行等による現金預金の増加3,174百万円、データセンター等に対する設備投資による有形固定資産の増加5,072百万円及びデータセンター建物、設備等の減価償却による減少3,294百万円等が主な要因であります。

負債の部

当連結会計年度末における負債合計は前連結会計年度末に比べ2,566百万円増加し22,399百万円となりました。これは借入金残高の増加2,539百万円、前受金の減少206百万円及びリース債務の減少45百万円等が主な要因であります。

純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ3,837百万円増加し12,129百万円となりました。これは東京証券取引所市場第一部への上場に伴う公募増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ664百万円増加したこと並びに剰余金の配当330百万円及び当期純利益1,703百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は34.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ3,174百万円増加し、6,220百万円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により獲得した資金は、4,873百万円(前年同期は5,418百万円の獲得)となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益2,759百万円、減価償却費3,427百万円等の要因によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、4,697百万円(前年同期は2,065百万円の使用)となりました。

これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出4,936百万円、有形固定資産の売却による収入861百万円等の要因によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により獲得した資金は、2,998百万円(前年同期は3,772百万円の使用)となりました。

これは主に、株式の発行及び自己株式の処分による収入2,045百万円、借入れによる収入5,400百万円、借入金の返済による支出2,860百万円、リース債務の返済1,255百万円等の要因によるものであります。

(4) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績は、次の通りであります。

売上高

当連結会計年度の売上高は16,663百万円となっております。

当社グループは、提供サービスを大きくiDCサービス、マネージドサービス及びソリューションサービスの3つのサービスに区分しており、当連結会計年度のサービス別売上高はそれぞれ10,739百万円、4,326百万円及び1,536百万円となっております。当社のコアサービスであるiDCサービス及びマネージドサービスは、基本的に一定のサービスを顧客に継続的に提供する契約となっており、当社グループはこれらのサービスを継続サービス、それ以外のサービスをスポットサービスと定義しております。当社グループの当連結会計年度の連結売上高に占める継続サービス及びスポットサービスの占める比率はそれぞれ93.7%及び6.3%となっており、これはあらゆるITアウトソーシングサービスを可能な限り月額サービス形態として顧客に提供することによって顧客のストレスの解消と利便性の向上を図るという当社の理念に沿ったものとなっております。

売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度の売上総利益4,514百万円に対して4,985百万円となっております。また当連結会計年度の売上総利益率は、前連結会計年度の売上総利益率30.6%に対して29.9%となっております。

当社の主要サービスであるiDCサービスは多額の設備投資を必要とするため売上原価には一定の固定費が計上されております。固定費としての主な原価項目は減価償却費3,355百万円、賃借料763百万円、地代家賃1,275百万円であります。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,916百万円となっており、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は11.5%となっております。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費には、人件費1,091百万円、地代家賃106百万円、業務委託費175百万円等が含まれております。

営業利益及び経常利益

当連結会計年度の営業利益は3,068百万円(売上高営業利益率18.4%)となっております。

当連結会計年度の経常利益は支払利息300百万円等の営業外収益及び営業外費用を計上した結果2,745百万円(売上高経常利益率16.5%)となっております。

税金等調整前当期純利益及び当期純利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は特別利益を計上した結果2,759百万円となっております。

当連結会計年度の当期純利益は当連結会計年度の確定決算において課税される法人税、住民税及び事業税706百万円及び税効果会計適用により計算された法人税等調整額を計上した結果1,048百万円となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、主要サービスであるiDCサービスに対する市場の強い需要に応えるため、データセンターの追加投資を中心に総額4,936百万円の設備投資を実施しました。

なお、当社グループ(当社及び連結子会社5社)の報告セグメントは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおり、総合ITアウトソーシング事業のみであるため、セグメント別の設備の状況の記載はしていません。また、当連結会計年度中において、重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

平成25年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 (東京都品川区)	本社事務所	133,380	75	30,502	-	163,958	71
品川データセンター (東京都品川区)	データセンター設備等	7,739,885	202,858	725,823	1,570,126	10,238,694	75
文京データセンター (東京都文京区)	データセンター設備等	7,614,052	104,108	474,592	1,741,924	9,934,678	
大阪データセンター (大阪府大阪市)	データセンター設備等	858	17,764	6,942	12,440	38,006	-
広島メガソーラー (広島県竹原市)	太陽光発電設備	-	1,045,414	-	-	1,045,414	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都品川区)	本社事務所	100,688
品川データセンター (東京都品川区)	データセンター建物、用地 データセンター設備リース	675,196 177,766
文京データセンター (東京都文京区)	データセンター建物 データセンター設備リース	578,745 476,600

- (注) 1. 本社事務所の年間賃借料には、当社が子会社へ賃貸している年間賃借料を含んでおります。
2. 上記の他、翌事業年度に利用開始されるデータセンター設備のリース契約を締結しているものがあります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 (年月)	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
(株)ビットアイル 第5データセンター	東京都文京区	データセンター建物 データセンター設備	10,000	1,515	増資資金、自己 資金及び借入金	平成24年11月	平成26年10月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	109,000,000
計	109,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年10月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,483,200	35,496,200	東京証券取引所	単元株制度は100株であります。
計	35,483,200	35,496,200		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年10月1日から本報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年3月9日)(第3回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	129	129
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	258,000(注)1,5	258,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月10日から 平成27年3月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 250(注)5 資本組入額 125(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。
調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。
3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社(孫会社を含む)の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
5. 平成18年4月7日付(1:2)、平成19年4月28日付(1:5)及び平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日(平成17年10月25日)(第4回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1,5	40,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2,5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月26日から 平成27年10月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 250(注)5 資本組入額 125(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。
調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。
3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社(孫会社を含む)の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
5. 平成18年4月7日付(1:2)、平成19年4月28日付(1:5)及び平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年10月26日)(第5回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	295	287
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000(注)1,6	287,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	585(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 585(注)6 資本組入額 292(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)5	同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。
調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)
さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
(ニ) 本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社(孫会社を含む)の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人(顧問及び子会社使用人を含む)との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成19年4月28日付(1:5)及び平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日(平成18年10月26日)(第6回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	23	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000(注)1,6	23,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	327(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 327(注)6 資本組入額 163(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)5	同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。
調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)
さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
(ニ) 本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社(孫会社を含む)の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人(顧問及び子会社使用人を含む)との間で締結する「新株予約権割当て契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成19年4月28日付(1:5)及び平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成20年12月9日)(第7回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	105	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000(注)1,5	21,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
(ニ) 本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成20年12月9日)(第7回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	205	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000(注)1,5	41,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成50年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役を退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
上記にかかわらず新株予約権者が平成50年11月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成50年11月25日から平成50年12月24日までの間に限り新株予約権を行使できる。
後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
本新株予約権者は、本新株予約権付与時より新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
(ニ)本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成20年12月9日)(第7回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	180	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000(注)1,6	36,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	356(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 356(注)6 資本組入額 178(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年12月25日から平成22年12月24日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年2月2日)(第8回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	75	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000(注)1,5	15,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- 本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- 本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
- (イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
- (ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
- (ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
- (二) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
- 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年2月2日)(第8回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	240	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000(注)1,5	48,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年2月18日から 平成52年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年1月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年1月18日から平成52年2月17日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年2月2日)(第8回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	231	231
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,200(注)1,6	46,200(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	312(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 312(注)6 資本組入額 156(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。
- 調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)
- さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- 本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- 本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
- (イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合
- (ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
- (ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
- (ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合
- 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年2月18日から平成24年2月17日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年12月21日)(第9回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	150	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注)1,5	30,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年1月8日から 平成33年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年1月8日から平成33年1月7日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、200円を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めた場合、当社は当該取得する日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知または公告を行うことにより、当該取得する日において新株予約権を無償で取得できるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年12月21日)(第9回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	280	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,000(注)1,5	56,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月8日から 平成53年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年12月7日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年12月8日から平成53年1月7日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成22年12月21日)(第9回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	499	474
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,800(注)1,6	94,800(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	517(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年1月8日から 平成33年1月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 517(注)6 資本組入額 258(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成23年1月8日から平成25年1月7日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成23年12月5日)(第10回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	241	241
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,200(注)1,5	48,200(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年12月21日から 平成33年12月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成23年12月21日から平成25年12月20日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成23年12月5日)(第10回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	290	290
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000(注)1,5	58,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年12月21日から 平成53年12月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成53年11月4日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成53年11月5日から平成53年12月4日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成26年11月30日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

5. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成23年12月5日)(第10回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	831	831
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	166,200(注)1,6	166,200(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	930(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年12月21日から 平成33年12月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 930(注)6 資本組入額 465(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成23年12月21日から平成25年12月20日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成24年2月1日付(1:200)で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日(平成24年12月4日)(第11回新株予約権 Aプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	357	357
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,700(注)1	35,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年12月20日から 平成34年12月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ)本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ)本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ)本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ)上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年12月20日から平成26年12月19日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果1株未満の生じる端数については、これを切り上げるものとします。

調整後無償取得価額 = 調整前無償取得価額 × (1 / 分割・併合の比率)

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日(平成24年12月4日)(第11回新株予約権 Bプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	660	660
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000(注)1	66,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年12月20日から 平成54年12月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成54年11月3日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成54年11月4日から平成54年12月3日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成27年11月30日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそ

れぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日(平成24年12月4日)(第11回新株予約権 Cプラン)		
区分	事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,854	1,854
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	185,400(注)1	185,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	822(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年12月20日から 平成34年12月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 822 資本組入額 411	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年12月20日から平成26年12月19日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果1株未満の生じる端数については、これを切り上げるものとします。

調整後無償取得価額 = 調整前無償取得価額 × (1 / 分割・併合の比率)

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年8月1日 ～ 平成21年7月31日 (注)1	250	168,220	6,250	2,717,946	6,250	1,653,007
平成21年8月1日 ～ 平成22年7月31日 (注)1	240	168,460	6,000	2,723,946	6,000	1,659,007
平成22年8月1日 ～ 平成23年7月31日 (注)1	195	168,655	8,791	2,732,738	8,791	1,667,798
平成23年8月1日 ～ 平成24年7月31日 (注)1、2	33,685,745	33,854,400	29,360	2,762,098	29,360	1,697,158
平成24年8月1日 ～ 平成25年6月30日 (注)1	109,200	33,963,600	31,622	2,793,720	31,622	1,728,780
平成25年7月8日 (注)3	1,500,000	35,463,600	664,387	3,458,107	664,387	2,393,168
平成25年7月1日 ～ 平成25年7月31日 (注)1	19,600	35,483,200	4,855	3,462,963	4,855	2,398,023

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成24年2月1日付で株式分割(1:200)を行っております。

3. 有償一般募集: 発行株数1,500,000株、発行価額934円、発行価額885.85円、資本組入額442.925円

なお、募集による新株式発行と同時に自己株式の処分による普通株式717,200株の募集を行っております。

4. 平成25年8月1日から平成25年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が13,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,884千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	24	59	90	4	5,501	5,686	
所有株式数 (単元)	-	20,018	7,842	93,463	110,886	15	122,582	354,806	2,600
所有株式数 の割合(%)	-	5.64	2.21	26.34	31.25	0.00	34.54	100.00	

(7) 【大株主の状況】

平成25年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	5,220,000	14.71
寺田航平	東京都品川区	4,075,500	11.48
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南2丁目17-1	3,360,000	9.46
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号)	1,705,873	4.80
寺田保信	東京都世田谷区	1,573,000	4.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カ ストディ業務部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,307,100	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,142,700	3.22
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	950,700	2.67
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	26 THROGMORTEN STREET, LONDON, EC2N 2AN UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	749,700	2.11
天野信之	東京都大田区	600,000	1.69
計		20,684,573	58.29

- (注) 1. 株式会社電通国際情報サービスは、当社が平成25年7月8日に公募による募集を行ったことにより、当社の発行済株式の総数が増加した結果、主要株主ではなくなりました。
2. フィデリティ投信株式会社から平成25年5月8日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、フィデリティ投信株式会社及びエフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が、平成25年4月30日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。しかしながら、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	1,419,000	4.18
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、 サマー・ストリート245	10,000	0.03

3. ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)(文永智子弁護士)から平成25年10月28日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、Joho Capital, LLCが、平成25年10月24日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。しかしながら、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Joho Capital, LLC	米国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、 ウィルミントン市、オレンジ・スト リート1209、コーポレーション・トラ スト・センター	1,883,600	5.31

4. 長島・大野・常松法律事務所(石塚洋之弁護士)から平成25年9月19日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー(Artisan Investments GP LLC)が、平成25年9月13日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。
- しかしながら、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー (Artisan Investments GP LLC)	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州 ミルウォーキー、スウィート800、ウィ スコンシン・アベニュー875E	1,139,600	3.21

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,480,600	354,806	
単元未満株式	普通株式 2,600		
発行済株式総数	35,483,200		
総株主の議決権		354,806	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

平成17年3月9日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与(第3回新株予約権)

決議年月日	平成17年3月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4 当社の従業員 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成17年10月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与(第4回新株予約権)

決議年月日	平成17年10月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

平成18年10月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与(第5回新株予約権)

決議年月日	平成18年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 8 当社の従業員 52
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年10月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与(第6回新株予約権)

決議年月日	平成18年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 60
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第7回新株予約権A)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第7回新株予約権B)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第7回新株予約権C)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 74
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第8回新株予約権A)

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第8回新株予約権B)

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第8回新株予約権C)

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 92
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第9回新株予約権A)

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第9回新株予約権B)

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年12月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第9回新株予約権C)

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 109
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成23年12月5日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第10回新株予約権A)

決議年月日	平成23年12月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成23年12月5日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第10回新株予約権B)

決議年月日	平成23年12月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成23年12月5日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第10回新株予約権C)

決議年月日	平成23年12月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 115 当社の子会社の役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成24年12月4日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第11回新株予約権A)

決議年月日	平成24年12月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成24年12月4日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第11回新株予約権B)

決議年月日	平成24年12月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成24年12月4日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第11回新株予約権C)

決議年月日	平成24年12月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 131 当社の子会社の役員及び従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他 (注1)	862,400	420,831		
保有自己株式数				

- (注) 1. 当事業年度の内容は、新株予約権の権利行使及び売出しに伴う処分によるものであります。
2. 当期間における処理自己株式及び保有自己株式数には、平成25年10月1日から本報告書の提出日までに処理あるいは取得した自己株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、内部留保資金につきましては、事業の発展・拡大を通じ中長期的な企業価値向上を図るために、成長分野への設備投資の原資として充当してまいります。

当期につきましては、iDCサービスの堅調な業績等により、採算性が向上したこと等を踏まえ、1株につき中間配当として5円、期末配当として10円(うち上場記念配当4円)、年間で15円の配当を実施させていただくことといたしました。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年3月5日 取締役会決議	165,560	5
平成25年10月29日 定時株主総会決議	354,832	10

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月
最高(円)	102,900	107,300	157,900	213,700 977	1,850
最低(円)	55,500	47,550	68,800	120,000 639	559

(注) 1. 最高・最低株価は、平成25年7月9日付より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、平成22年10月12日付より平成25年7月8日付までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成24年2月1日、1:200)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	1,087	1,422	1,487	1,850	1,325	1,036
最低(円)	906	1,058	1,200	1,290	841	844

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月9日付より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	CEO	寺田 航平	昭和45年10月25日生	平成5年4月 三菱商事(株)入社 平成11年9月 寺田倉庫(株)入社 平成11年11月 同社取締役 平成12年6月 当社設立、代表取締役社長(現任) 平成15年6月 寺田倉庫(株)取締役副社長 平成18年2月 (株)ビットサーフ取締役(現任) 平成20年5月 (株)テラス代表取締役(現任) 平成20年11月 当社CEO(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ取締役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)取締役(現任) 平成23年6月 セタ・インターナショナル(株)取締役(現任)	(注)3	4,075,500
取締役副社長 (代表取締役)	COO	天野 信之	昭和39年12月2日生	平成元年4月 ネットワンシステムズ(株)入社 平成9年5月 (株)ネットウェーブ(現(株)ディメンションデータジャパン)取締役 平成13年10月 当社取締役iDC事業部長 平成15年10月 当社取締役副社長(現任) 平成18年2月 (株)ビットサーフ代表取締役(現任) 平成19年11月 (株)テラス取締役(現任) 平成20年11月 当社COO(現任) 平成21年8月 当社マーケティング本部長 平成22年10月 (株)ライブラネオ取締役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)代表取締役会長(現任) 平成25年1月 AXLBIT(株)代表取締役(現任)	(注)3	600,000
取締役	CTO エネルギー 事業部長	安藤 卓哉	昭和33年1月16日生	昭和58年4月 (株)ソイック入社 昭和62年4月 丸善(株)入社 平成元年4月 キャノン販売(株)入社 平成3年1月 ネットワンシステムズ(株)入社 平成9年5月 (株)ネットウェーブ(現(株)ディメンションデータジャパン)入社 平成12年11月 キャノテック(株)入社 平成14年4月 当社入社、データセンター長 平成16年10月 当社取締役(現任) 平成19年8月 当社品質管理室長(現任)兼情報セキュリティ推進室長 平成20年11月 当社CTO(現任) 平成22年3月 当社情報システム室長 平成24年8月 当社エネルギー事業推進室長 平成25年8月 当社エネルギー事業部長(現任)	(注)3	94,800
取締役	管理本部長	深井 英夫	昭和35年11月19日生	昭和59年4月 東京リース(株)(現東京センチュリーリース(株))入社 平成13年9月 (株)ネットエンズ(現インフォリスクマネージ(株))執行役員 平成15年8月 当社管理本部長 平成16年7月 アイティーマネージ(株)(現インフォリスクマネージ(株))取締役 平成18年10月 当社管理本部長(現任) 平成19年10月 当社執行役員 平成20年5月 (株)テラス監査役(現任) 平成21年10月 当社取締役(現任) (株)ビットサーフ監査役(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ監査役(現任) 平成22年12月 サイトロック(株)監査役(現任) 平成23年1月 当社社長室長 平成23年6月 セタ・インターナショナル(株)監査役(現任) 平成24年8月 当社情報システム室長 平成25年1月 AXLBIT(株)監査役(現任)	(注)3	84,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		安藤 国威	昭和17年1月1日生	昭和44年4月 ソニー(株)入社 昭和54年8月 ソニー・プルデンシャル生命保険(株)(現ソニー生命保険(株))代表取締役常務 昭和60年7月 同社代表取締役副社長 平成2年4月 Sony Corporation of America、Sony Engineering & Manufacturing of America プレジデント 平成6年6月 ソニー(株)取締役 平成8年4月 同社インフォメーション テクノロジー カンパニー プレジデント 平成11年4月 同社パーソナルITネットワークカンパニー プレジデント & COO 平成12年6月 同社代表取締役社長兼COO 平成15年6月 同社取締役代表執行役社長兼グループCOO 平成16年6月 同社取締役代表執行役社長兼グローバル・ハブ・プレジデント 平成17年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス(株)代表取締役会長兼ソニー生命保険(株)取締役会長(非常勤) 平成19年6月 ソニー生命保険(株)取締役会長 平成24年6月 同社名誉会長(現任) 平成24年9月 当社顧問 平成24年10月 当社取締役(現任)	(注)3	
常勤監査役		吉原 紀生	昭和15年2月17日生	昭和37年4月 日本レミントンユニバック(株)(現日本ユニシス(株))入社 昭和56年4月 同社ハードウェア開発部長 昭和60年4月 野村コンピュータシステム(株)(現(株)野村総合研究所)入社 平成2年6月 同社横浜データセンター長 平成9年6月 同社関西支社長兼大阪データセンター長 平成13年1月 (株)ビジネスポートシステムズ入社、ビジネスソリューション部長 平成14年11月 当社営業本部長、執行役員 平成15年6月 当社営業顧問 平成16年10月 当社監査役(現任) 平成18年2月 (株)ビットサーフ監査役	(注)4	
監査役		高橋 鉄	昭和31年10月24日生	昭和61年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 三宅坂法律事務所入所パートナー 平成元年4月 東京弁護士会法制委員会副委員長 平成8年2月 東京弁護士会司法修習委員会副委員長 平成14年4月 日弁連司法制度調査会委員(商法部会) 平成15年7月 霞が関パートナーズ法律事務所代表パートナー(現任) 平成18年2月 フロレゾン(株)社外監査役 平成18年3月 アップルジャパン(株)社外監査役 平成19年3月 日本マクドナルドホールディングス(株)社外取締役 日本マクドナルド(株)社外取締役(現任) 平成19年6月 (株)グローベルス社外監査役 平成19年10月 当社監査役(現任) 平成23年12月 (株)ブークス社外監査役(現任) 平成24年2月 (株)ズーム社外監査役(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		竹原相光	昭和27年4月1日生	昭和52年1月 ピート マーウィック ミッチェル 会計士事務所入所 昭和56年12月 クーパースアンドライブランド会 計事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人社員 平成8年8月 中央監査法人代表社員 平成12年7月 中央青山監査法人トランザクシ ョンサービス部部长 平成17年4月 ZECO0パートナーズ(株)を設立、代表 取締役(現任) 平成17年6月 (株)CDG社外取締役(現任) 平成17年10月 (株)三菱ケミカルホールディングス 社外監査役 平成19年2月 (株)エスプール社外取締役(現任) 平成19年10月 当社監査役(現任)	(注)5	
監査役		橋本圭一郎	昭和26年10月20日生	昭和49年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成9年6月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ 銀行)赤羽支店長 平成10年12月 同行フランクフルト支店長 平成13年6月 同行国際業務部長 平成15年6月 三菱自動車工業(株)代表取締役執行 副社長最高財務責任者 平成16年6月 同社顧問(Mitsubishi Motors Credit of America会長兼務) 平成17年4月 セガサミーホールディングス(株)顧 問(セガサミーアセット・マネジメ ント(株)代表取締役社長兼務) 平成7年6月 同社専務取締役 平成18年2月 フィッチ・レーティングスジャ パンCEO 平成20年4月 (株)アサツーディ・ケイ顧問 平成22年6月 首都高速道路(株)代表取締役会長兼 社長(最高経営責任者兼最高執行責 任者) 平成24年9月 当社顧問 平成24年10月 当社監査役(現任)	(注)4	
計						4,854,800

- (注) 1. 取締役安藤国威氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋鉄、竹原相光及び橋本圭一郎氏は、社外監査役であります。
3. 平成24年10月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成24年10月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成23年10月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社は、経営の意思決定を迅速化し業務執行の機動性を向上させることを目的として、執行役員制度を導入して
おります。執行役員は3名で、iDC本部長 久保田達郎、営業本部長 吉元敏、クラウド・ITソリューション本部長 成
迫剛志で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業統治を事業発展のための前提条件と考えております。オーナーである株主は勿論のこと、従業員、取引先、債権者その他利害関係者との間で適切なコミュニケーションを図り、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。またその上で、企業規模の拡大に合わせて、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っていく考えであります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

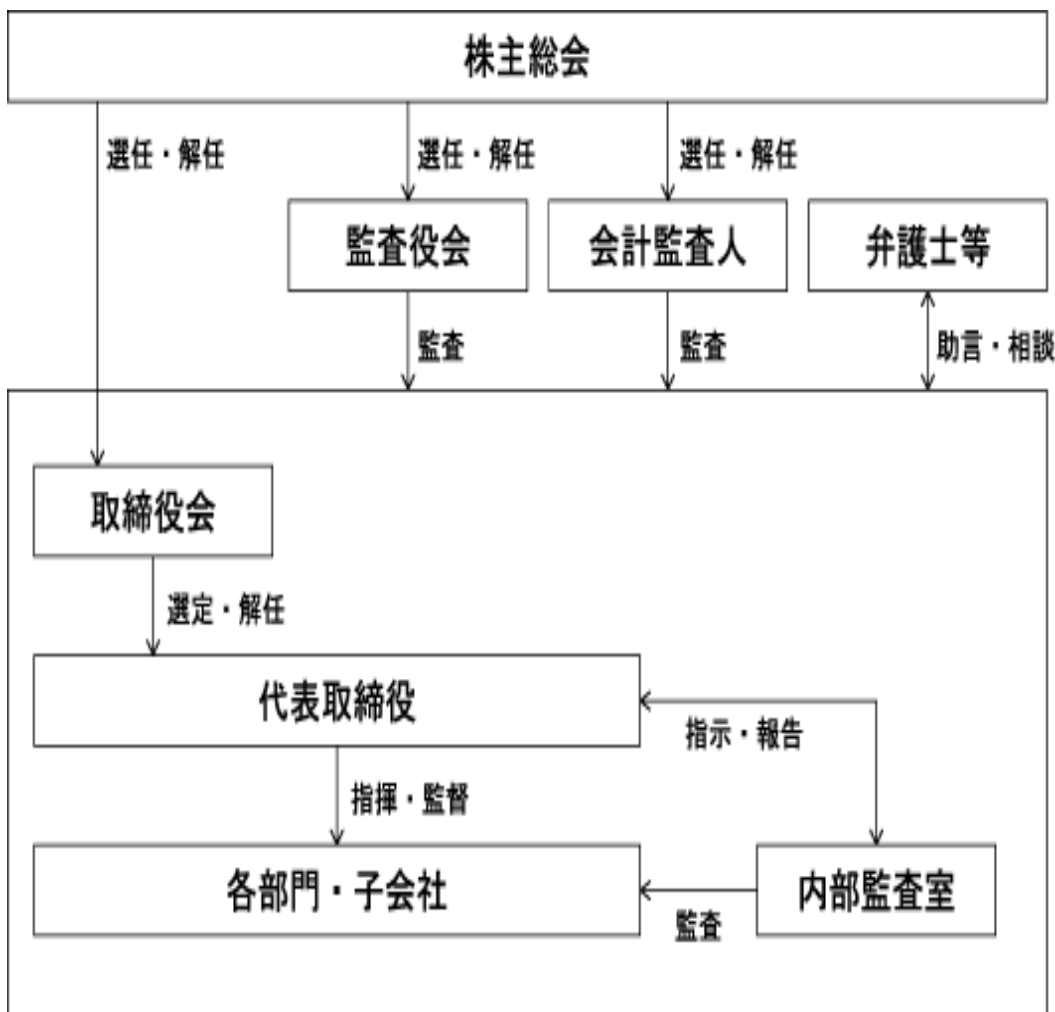
当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち3名が会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。また、取締役会は取締役5名で構成されておりますが、うち1名が社外取締役であります。社外監査役が当社において必要な手続きを実施できる環境を提供するため、取締役会の開催日や議題の連絡だけに限らず経営会議の開催日や必要な事業報告を、経営企画室及び総務部から随時連絡する体制を取っております。

取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されております。毎月一回の定例取締役会に加え必要に応じて随時開催することにより、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行っております。取締役会には、監査役も出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。

監査役会

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの重要な役割を担う独立の機関であることを認識し、監査役会で年に一度立案される監査計画書に基づいて、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見を述べる他、取締役の業務執行に関する適法性の監査を実施しております。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えているためであります。

ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

a．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、企業理念及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督いたしております。

取締役及び代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき「職務権限規程」その他の社内規則に従い当社の業務を遂行すると共に、毎月一回以上開催される取締役会においてそれぞれの業務執行の状況を取締役に報告いたしております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施すると共に内部監査担当者及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査計画書」に従い、取締役の職務執行の適正性について監査を実施いたしております。

また、「経理規程」その他の社内規則に従い、会計基準その他の関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を確保いたしております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料と共に法令及び文書管理規程に基づき保管し、管理いたしております。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・稟議書
- ・その他、取締役会が決定する書類

代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書管理規程で定めると共に、取締役、社員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導いたしております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程ならびに対応体制を整備いたしております。

- ・障害発生リスク
- ・与信リスク
- ・品質管理・情報セキュリティ・災害等のリスク
- ・法務案件等のリスク

障害発生リスクについては、障害対応マニュアルに沿った運用を確実に行うように継続的なモニタリングを行うと共に、常に改善の可能性を検討し、その整備の努力をいたしております。

与信リスクについては、全得意先に対する与信の管理を徹底的に行い、個々の得意先の与信状況に応じて適切な対応が取られているかのモニタリングを毎月実施いたしております。

品質管理・情報セキュリティ・災害等のリスクに関しましては、品質管理室を中心に開催される会議、部門横断的に実施される経営会議において情報の共有化を図ると共に、速やかに対応責任者となる取締役等に報告する体制を確保いたしております。

法務案件等のリスクについては、法務担当がこれに対応し、特に重要と認められるものについては、顧問弁護士等の意見を聴取することで不測のリスクを事前に回避する体制を確保いたしております。

その他のリスクについても、代表取締役は、取締役、使用人に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導いたしております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うと共に、適切・効率的な業務執行を推進し、業務執行の監督をいたしております。

経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、管掌役員制度を継続いたしております。

e．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役社長が経営会議等の会議に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。

監査役による日々の監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査をより充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化いたしております。

f．会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社及び関連会社の業務執行の適正性及び効率性については、当社の取締役がそれぞれの会社の役員を兼務し取締役会に出席し、管理・監督を実施いたしております。また、それぞれの会社の財政状態及び経営成績の把握については、当社管理部門において、毎月必要な会計情報等を入手し、その把握を行い、必要な場合は対応責任者となる取締役等に報告する体制を確保いたしております。

g．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保いたしております。

h．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を設置した場合は、監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保いたしております。

i．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が、監査役がその職務の執行に必要な事項に関して、随時取締役及び使用人に対して報告を求められることができる体制を確保いたしております。

監査役が、随時取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し意見を述べること及び重要情報を入手できる体制を確保いたしております。

監査役が、内部監査担当者及び会計監査人と連携することができる体制を確保いたしております。

j．その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査担当者との連携

内部監査担当者が内部監査計画策定時及び内部監査実施後に監査役と協議できる体制を確保いたしております。

外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保いたしております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び各社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

内部監査及び監査役監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査計画、監査の方針等に従い、会社の組織体制、管理体制、会社諸規程の整備・運用状況等の監査を通じ、取締役の業務執行に関する適法性監査、内部統制システムの状況の監視および検証を行っております。監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。また、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受けるとともに、期末監査終了時点で監査実施状況の報告や情報交換を行うことにより、情報の共有化ならびに監査の質・効果・効率の向上を図るよう努めております。

内部監査につきましては、内部統制システムの一環として社長が指名した内部監査責任者が2名の内部監査担当者を指名し、社内の各業務が定められた諸規程、諸制度に従って合理的、効果的に遂行されているか、及び、経営上の決定事項がその目的に従い正しく遂行されているかどうかの監査を内部監査計画に基づき実施しております。

監査役監査と内部監査との連携につきましては、監査計画について事前に協議を行うほか、親密な情報交換を行うことにより、個々の監査を効率的かつ効果的に実施するよう努めております。また、内部監査につきましては、会計監査人と意見交換を頻繁に行うことにより、実効性の高い監査を実施し、コンプライアンス経営に寄与するよう努めております。

なお、社外監査役竹原相光氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査の状況

会計監査におきましては、独立監査人としての会計監査を有限責任監査法人トーマツに委託しており、内部監査担当者及び監査役と連携し、独立した立場からの公正不偏の監査が実施されております。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
芝田 雅也	有限責任監査法人トーマツ
石井 宏明	有限責任監査法人トーマツ

(注) 継続監査年数が7年を超えないため記載を省略しております。

ロ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	その他
4名	6名

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役である安藤国威は、他社における役員等の豊富な経験を有しており、高度な専門知識と経験を当社の経営全般に活かされることによりコーポレートガバナンス体制強化を期待し、社外取締役に選任しております。

社外監査役である高橋鉄は、弁護士としての高度な知識、知見に基づき、企業経営における法律の専門家としての立場から、客観的、中立的な監査機能の役割を期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役である竹原相光は、公認会計士としての高度な知識、知見に基づき、企業経営における会計の専門家としての立場から、客観的、中立的な監査機能の役割を期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役である橋本圭一郎は、他社における役員等の豊富な経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき経営の監査機能を期待し、社外監査役に選任しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間に、重大な利益相反を生じさせ、また独立性を阻害するような人的・資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役安藤国威、社外監査役竹原相光及び橋本圭一郎を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

なお、社外役員の監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記と同様であります。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知識に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、考えております。

また、社外監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待されており、かつ客観性、中立性の確保が求められます。そのため、法務、財務、会計、金融等に関する専門的な知見を有する外部有識者を選任しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	186,618	123,675	62,943			5
監査役 (社外監査役を除く)	5,997	5,400	597			1
社外役員(注)	17,398	17,100	298			4

(注) 社外取締役及び社外監査役であります。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成20年10月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、定額報酬年額300,000千円以内、ストックオプションAプランに基づく報酬年額100,000千円以内、ストックオプションBプランに基づく報酬年額50,000千円以内となっております。各取締役の報酬額は、各取締役の責任や職務分掌及び職務執行の状況等を勘案して適性と考えられる額を取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成20年10月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、定額報酬年額40,000千円以内、ストックオプションAプランに基づく報酬年額20,000千円以内、ストックオプションBプランに基づく報酬年額20,000千円以内となっております。各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定することとしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	9銘柄
貸借対照表計上額の合計額	970,281千円

ロ．保有目的が純投資目的以外である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)モブキャスト	225,000	310,275	当社からのiDCサービス提供を主体とした業務上のシナジーのため

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)モブキャスト	225,000	774,900	当社からのiDCサービス提供を主体とした業務上のシナジーのため

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,500		19,500	1,300
連結子会社				
計	19,500		19,500	1,300

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年8月1日から平成25年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年8月1日から平成25年7月31日まで)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人会計基準機構へ加入し、定期的に監査法人等の主催するセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,045,751	6,220,068
売掛金	809,924	842,414
繰延税金資産	75,466	63,015
その他	387,579	952,667
貸倒引当金	39,928	36,270
流動資産合計	4,278,794	8,041,894
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,018,301	22,480,301
減価償却累計額	5,558,183	6,992,124
建物（純額）	¹ 14,460,118	¹ 15,488,177
機械及び装置	609,437	1,780,748
減価償却累計額	285,721	410,526
機械及び装置（純額）	323,715	1,370,221
工具、器具及び備品	3,194,011	3,532,475
減価償却累計額	1,818,820	2,285,475
工具、器具及び備品（純額）	1,375,191	1,247,000
リース資産	6,072,832	7,283,638
減価償却累計額	2,715,220	3,959,146
リース資産（純額）	3,357,612	3,324,491
建設仮勘定	1,768,196	1,630,196
有形固定資産合計	21,284,833	23,060,087
無形固定資産		
のれん	125,487	90,244
その他	252,124	320,043
無形固定資産合計	377,612	410,288
投資その他の資産		
投資有価証券	² 427,079	² 1,081,517
差入保証金	965,617	1,010,156
繰延税金資産	17,527	1,889
その他	780,917	924,115
貸倒引当金	7,555	995
投資その他の資産合計	2,183,587	3,016,683
固定資産合計	23,846,034	26,487,059
資産合計	28,124,828	34,528,953

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	150,000	110,000
1年内返済予定の長期借入金	¹ 3,280,900	¹ 4,283,510
リース債務	1,115,533	1,158,716
未払金	1,091,051	1,232,278
未払法人税等	662,525	213,828
賞与引当金	100,585	111,974
前受金	1,530,029	1,323,869
その他	188,612	229,008
流動負債合計	8,119,237	8,663,184
固定負債		
長期借入金	¹ 9,373,330	¹ 10,949,820
リース債務	2,291,936	2,203,686
繰延税金負債	-	479,656
その他	48,342	102,734
固定負債合計	11,713,608	13,735,897
負債合計	19,832,845	22,399,082
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,762,098	3,462,963
資本剰余金	1,697,158	2,645,945
利益剰余金	3,862,917	5,236,138
自己株式	420,831	-
株主資本合計	7,901,342	11,345,046
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	178,454	478,293
その他の包括利益累計額合計	178,454	478,293
新株予約権	203,467	290,504
少数株主持分	8,717	16,026
純資産合計	8,291,982	12,129,871
負債純資産合計	28,124,828	34,528,953

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
売上高	14,747,661	16,663,037
売上原価	10,233,164	11,677,762
売上総利益	4,514,496	4,985,275
販売費及び一般管理費	1,768,180	1,916,426
営業利益	2,746,315	3,068,848
営業外収益		
受取利息	16,172	14,173
受取補償金	22,393	-
保険金収入	-	3,532
貸倒引当金戻入額	-	2,841
その他	884	2,478
営業外収益合計	39,449	23,026
営業外費用		
支払利息	312,598	300,067
その他	348	45,994
営業外費用合計	312,947	346,062
経常利益	2,472,818	2,745,812
特別利益		
新株予約権戻入益	3,214	13,933
特別利益合計	3,214	13,933
特別損失		
投資有価証券評価損	102,201	-
特別損失合計	102,201	-
税金等調整前当期純利益	2,373,830	2,759,745
法人税、住民税及び事業税	1,031,200	706,989
法人税等調整額	4,609	341,707
法人税等合計	1,035,809	1,048,696
少数株主損益調整前当期純利益	1,338,020	1,711,048
少数株主利益	1,031	7,308
当期純利益	1,336,989	1,703,740

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,338,020	1,711,048
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	178,454	299,839
その他の包括利益合計	178,454	299,839
包括利益	1,516,474	2,010,888
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,515,443	2,003,580
少数株主に係る包括利益	1,031	7,308

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,732,738	2,762,098
当期変動額		
新株の発行	29,360	700,864
当期変動額合計	29,360	700,864
当期末残高	2,762,098	3,462,963
資本剰余金		
当期首残高	1,667,798	1,697,158
当期変動額		
新株の発行	29,360	700,864
自己株式の処分	-	247,922
当期変動額合計	29,360	948,787
当期末残高	1,697,158	2,645,945
利益剰余金		
当期首残高	2,900,072	3,862,917
当期変動額		
剰余金の配当	363,370	330,520
当期純利益	1,336,989	1,703,740
自己株式の処分	10,061	-
連結範囲の変動	712	-
当期変動額合計	962,844	1,373,220
当期末残高	3,862,917	5,236,138
自己株式		
当期首残高	274,095	420,831
当期変動額		
自己株式の取得	174,297	-
自己株式の処分	27,561	420,831
当期変動額合計	146,735	420,831
当期末残高	420,831	-
株主資本合計		
当期首残高	7,026,513	7,901,342
当期変動額		
新株の発行	58,720	1,401,729
剰余金の配当	363,370	330,520
当期純利益	1,336,989	1,703,740
自己株式の取得	174,297	-
自己株式の処分	17,500	668,754
連結範囲の変動	712	-
当期変動額合計	874,829	3,443,704
当期末残高	7,901,342	11,345,046

	前連結会計年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	178,454
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	178,454	299,839
当期変動額合計	178,454	299,839
当期末残高	178,454	478,293
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	178,454
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	178,454	299,839
当期変動額合計	178,454	299,839
当期末残高	178,454	478,293
新株予約権		
当期首残高	135,083	203,467
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	68,384	87,036
当期変動額合計	68,384	87,036
当期末残高	203,467	290,504
少数株主持分		
当期首残高	2,026	8,717
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,691	7,308
当期変動額合計	6,691	7,308
当期末残高	8,717	16,026
純資産合計		
当期首残高	7,163,623	8,291,982
当期変動額		
新株の発行	58,720	1,401,729
剰余金の配当	363,370	330,520
当期純利益	1,336,989	1,703,740
自己株式の取得	174,297	-
自己株式の処分	17,500	668,754
連結範囲の変動	712	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	253,530	394,184
当期変動額合計	1,128,359	3,837,889
当期末残高	8,291,982	12,129,871

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,373,830	2,759,745
減価償却費	3,174,765	3,427,633
のれん償却額	42,281	40,218
株式報酬費用	85,579	112,150
貸倒引当金の増減額（は減少）	43,248	2,841
賞与引当金の増減額（は減少）	23,570	11,388
受取利息及び受取配当金	14,699	14,259
受取補償金	22,393	-
支払利息	312,598	300,067
投資有価証券評価損益（は益）	102,201	-
売上債権の増減額（は増加）	207,188	28,584
未払金の増減額（は減少）	138,330	184,455
前受金の増減額（は減少）	718,779	206,159
その他	5,774	104,679
小計	6,678,634	6,319,583
利息及び配当金の受取額	502	775
利息の支払額	309,371	290,545
法人税等の支払額	956,532	1,156,482
その他の収入	5,393	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,418,625	4,873,331
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,351,197	4,936,704
有形固定資産の売却による収入	1,352,761	861,828
無形固定資産の取得による支出	61,052	187,170
投資有価証券の取得による支出	-	189,885
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	6,203
貸付金の回収による収入	2,080	190
差入保証金の差入による支出	121,536	46,765
差入保証金の回収による収入	117,851	602
その他	4,429	193,493
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,065,523	4,697,601

	前連結会計年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,400,000	-
短期借入金の返済による支出	1,440,000	40,000
長期借入れによる収入	370,000	5,400,000
長期借入金の返済による支出	2,457,370	2,820,900
株式の発行による収入	41,525	1,376,616
自己株式の処分による収入	17,500	668,754
自己株式の取得による支出	174,297	-
配当金の支払額	362,065	330,011
リース債務の返済による支出	1,167,690	1,255,872
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,772,397	2,998,585
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	419,295	3,174,316
現金及び現金同等物の期首残高	3,456,206	3,045,751
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	8,840	-
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 3,045,751	¹ 6,220,068

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社ビットサーフ

株式会社テラス

サイトロック株式会社

セタ・インターナショナル株式会社

AXLBIT株式会社

当連結会計年度より株式取得によりAXLBIT株式会社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社

持分法を適用していない関連会社の名称

株式会社ライブラネオ

持分法を適用していない理由

当期純損失(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物、データセンター部門の建物付属設備及びエネルギー事業推進部門の機械及び装置については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 38年

建物付属設備 6～18年

機械及び装置 17年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フローにおける資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更等)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年8月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保を付している債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
建物	1,142,220千円	1,054,663千円

(2) 担保を付している債務

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	57,240千円	32,350千円
長期借入金	2,684,070	2,651,720

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
投資有価証券(株式)	1,308千円	1,308千円

3 偶発債務

第5 データセンター建設に伴い当社が将来負うべき債務について、リース会社が立替えている代金に対し、債務を保証しております。

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
東京センチュリーリース㈱	千円	773,400千円

4 当座貸越契約及びコミットメント契約に関する契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	2,400,000千円	11,434,800千円
借入実行高	150,000	110,000
差引額	2,250,000	11,324,800

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)
役員報酬	173,552千円	179,955千円
給与手当	493,156	565,821
地代家賃	101,443	106,347
賞与引当金繰入額	43,703	47,052
貸倒引当金繰入額	29,658	

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	277,275千円	465,879千円
組替調整額		
税効果調整前	277,275	465,879
税効果額	98,820	166,039
その他有価証券評価差額金	178,454	299,839
その他の包括利益合計	178,454	299,839

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	168,655	33,685,745		33,854,400
合計	168,655	33,685,745		33,854,400
自己株式				
普通株式(注2)	3,662	880,978	22,240	862,400
合計	3,662	880,978	22,240	862,400

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加33,610,503株は、平成24年 2月 1日付で行った 1株を200株とする株式分割によるものであり、75,242株は新株予約権の行使による新株発行によるものであります。
2. 自己株式の増加680,978株は、平成24年 2月 1日付で行った 1株を200株とする株式分割によるものであり、200,000株は市場における自己株式の取得によるものであります。また、株式数の減少22,240株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						203,467
連結子会社							
合計							203,467

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年10月27日 定時株主総会 (注)	普通株式	230,990	1,400	平成23年 7月31日	平成23年10月28日
平成24年 3月 6日 取締役会 (注)	普通株式	132,380	800	平成24年 1月31日	平成24年 4月23日

- (注) 1株当たり配当金(円)は、平成24年 2月 1日付で実施した 1株を200株とする株式分割を勘案していない金額であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年10月24日 定時株主総会	普通株式	164,960	利益剰余金	5	平成24年 7月31日	平成24年10月25日

当連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	33,854,400	1,628,800		35,483,200
合計	33,854,400	1,628,800		35,483,200
自己株式				
普通株式(注2)	862,400		862,400	
合計	862,400		862,400	

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,500,000株は、平成25年7月に行った公募増資による新株発行によるものであり、128,800株は新株予約権の権利行使による新株発行によるものであります。

2. 自己株式の減少717,200株は、平成25年7月に行った自己株式の売出しによる処分によるものであり、145,200株は新株予約権の権利行使に伴う処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権						290,504
連結子会社							
合計							290,504

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年10月24日 定時株主総会	普通株式	164,960	5	平成24年 7月31日	平成24年10月25日
平成25年 3月 5日 取締役会	普通株式	165,560	5	平成25年 1月31日	平成25年 4月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年10月29日 定時株主総会 (注)	普通株式	354,832	利益剰余金	10	平成25年 7月31日	平成25年10月30日

(注) 1株当たり配当金10円には、上場記念配当4円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
現金及び預金勘定	3,045,751千円	6,220,068千円
現金及び現金同等物	3,045,751	6,220,068

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	1,462,839千円	1,210,805千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主としてデータセンター設備等(「建物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	751,819	371,561	380,257
機械及び装置	112,949	38,904	74,044
工具、器具及び備品	269,800	151,188	118,611
合計	1,134,569	561,655	572,913

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成25年7月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	100,253	69,195	31,058
機械及び装置	37,649	14,432	23,217
工具、器具及び備品	5,484	4,646	837
合計	143,388	88,274	55,113

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	73,032	4,876
1年超	505,371	50,639
合計	578,404	55,515

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年8月1日 至平成24年7月31日)	当連結会計年度 (自平成24年8月1日 至平成25年7月31日)
支払リース料	151,605	83,787
減価償却費相当額	123,826	67,937
支払利息相当額	21,282	10,754

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
1年内	1,226,192	1,308,669
1年超	12,323,290	11,532,538
合計	13,549,482	12,841,208

(注) 第3データセンターB棟及び第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。

[次へ](#)

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については資金計画・設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及びリースにより調達しております。資金運用については流動性を重視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金及び貸付金や差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては信用調査機関の情報や開示資料をもとに与信管理規程にもとづき、与信限度額の設定をしております。また定期的に期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場リスクや信用リスクに晒されますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

債務である未払金や借入金は流動性リスクに晒されていますが、設備投資計画等に基づき、適時資金計画を策定し、金融環境等に応じて一定の手許流動性を維持することにより管理しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ管理規程」に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(平成24年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,045,751	3,045,751	
(2) 売掛金	809,924		
貸倒引当金()	39,928		
	769,996	769,996	
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	310,275	310,275	
(4) 差入保証金	965,617	505,599	460,018
資産計	5,091,640	4,631,622	460,018
(1) 未払金	1,091,051	1,091,051	
(2) 短期借入金	150,000	150,000	
(3) 未払法人税等	662,525	662,525	
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	12,654,230	12,826,556	172,326
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	3,407,469	3,474,354	66,884
負債計	17,965,276	18,204,487	239,210

() 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(平成25年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,220,068	6,220,068	
(2) 売掛金	842,414		
貸倒引当金()	36,270		
	806,144	806,144	
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	774,900	774,900	
(4) 差入保証金	1,010,156	561,783	448,373
資産計	8,811,268	8,362,895	448,373
(1) 未払金	1,232,278	1,232,278	
(2) 短期借入金	110,000	110,000	
(3) 未払法人税等	213,828	213,828	
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	15,233,330	15,398,216	164,886
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	3,362,402	3,408,725	46,323
負債計	20,151,838	20,363,048	211,209

() 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金
すべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。
- (4) 差入保証金
合理的に見積した返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

- (1) 未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等
すべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金、(5) リース債務
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。固定金利によるもの及びリース債務については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
投資有価証券 非上場株式	116,804	306,617

これらについては、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,045,751			
売掛金	809,924			
合計	3,855,675			

当連結会計年度(平成25年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,220,068			
売掛金	842,414			
合計	7,062,482			

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成24年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	150,000			
長期借入金(1年内返済予定を含む)	3,280,900	7,826,080	1,547,250	
リース債務(1年内返済予定を含む)	1,115,534	2,245,012	46,923	
合計	4,546,434	10,071,092	1,594,173	

当連結会計年度(平成25年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	110,000			
長期借入金(1年内返済予定を含む)	4,283,510	9,228,820	1,721,000	
リース債務(1年内返済予定を含む)	1,158,716	2,161,074	42,611	
合計	5,552,226	11,389,894	1,763,611	

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成24年7月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	310,275	33,000	277,275
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	310,275	33,000	277,275
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計			
合計		310,275	33,000	277,275

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額116,804千円)については、市場価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について102,201千円の減損処理を行っております。

当連結会計年度(平成25年7月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	774,900	33,000	741,900
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計	774,900	33,000	741,900
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計			
合計		774,900	33,000	741,900

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額306,617千円)については、市場価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成24年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	7,972,520	6,575,560	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	11,330,560	8,063,600	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの数につきましては、株式数に換算して記載しております。また、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価につきましては、1株当たりの金額を記載しております。

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
売上原価	19,271	26,181
販売費及び一般管理費	69,522	99,902

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
特別利益	3,214	13,933

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 11名 当社従業員 9名 子会社従業員 2名 (注) 1	当社役員 4名 当社従業員 31名	当社役員 1名	当社役員 8名 当社従業員 52名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 980,000株 (注) 2, 3, 4	普通株式 1,000,000株 (注) 2, 3, 4	普通株式 60,000株 (注) 2, 3, 4	普通株式 420,000株 (注) 3, 4
付与日	平成16年11月1日	平成17年9月15日	平成17年12月20日	平成18年12月13日
権利確定条件	該当事項はありません。	同左	同左	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左	自平成18年12月13日 至平成20年10月26日
権利行使期間	自平成18年5月19日 至平成26年5月18日	自平成19年3月10日 至平成27年3月9日	自平成19年10月26日 至平成27年10月25日	自平成20年10月27日 至平成28年10月26日

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権 A	第 7 回新株予約権 B	第 7 回新株予約権 C
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 60名	当社役員 4名	当社役員 4名	当社従業員 74名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 80,000株 (注) 4	普通株式 33,000株 (注) 4	普通株式 47,000株 (注) 4	普通株式 120,000株 (注) 4
付与日	平成19年9月13日	平成20年12月24日	平成20年12月24日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成19年9月13日 至平成20年10月26日	自平成20年12月24日 至平成22年12月24日	自平成20年12月24日 至平成22年12月24日	自平成20年12月24日 至平成22年12月24日
権利行使期間	自平成20年10月27日 至平成28年10月26日	自平成22年12月25日 至平成30年12月24日	自平成22年12月25日 至平成50年12月24日	自平成22年12月25日 至平成30年12月24日

	第 8 回新株予約権 A	第 8 回新株予約権 B	第 8 回新株予約権 C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名	当社従業員 92名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 23,600株 (注) 4	普通株式 56,000株 (注) 4	普通株式 140,800株 (注) 4
付与日	平成22年2月17日	平成22年2月17日	平成22年2月17日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成24年2月17日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年1月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成24年2月17日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成22年2月17日 至平成24年2月17日	該当事項はありません。	自平成22年2月17日 至平成24年2月17日
権利行使期間	自平成24年2月18日 至平成32年2月17日	自平成22年2月18日 至平成52年2月17日	自平成24年2月18日 至平成32年2月17日

	第9回新株予約権A	第9回新株予約権B	第9回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名	当社従業員 109名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 33,800株 (注)4	普通株式 60,000株 (注)4	普通株式 170,800株 (注)4
付与日	平成23年1月7日	平成23年1月7日	平成23年1月7日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成25年1月7日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年12月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成25年1月7日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成23年1月7日 至平成25年1月7日	該当事項はありません。	自平成23年1月7日 至平成25年1月7日
権利行使期間	自平成25年1月8日 至平成33年1月7日	自平成23年1月8日 至平成53年1月7日	自平成25年1月8日 至平成33年1月7日

	第10回新株予約権A	第10回新株予約権B	第10回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名	当社役員 5名	当社従業員 115名 子会社役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 48,200株 (注)4	普通株式 60,000株 (注)4	普通株式 194,000株 (注)4
付与日	平成23年12月20日	平成23年12月20日	平成23年12月20日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成25年12月21日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成26年11月30日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成25年12月21日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成23年12月20日 至平成25年12月20日	該当事項はありません。	自平成23年12月20日 至平成25年12月20日
権利行使期間	自平成25年12月21日 至平成33年12月4日	自平成23年12月21日 至平成53年12月4日	自平成25年12月21日 至平成33年12月4日

	第11回新株予約権 A	第11回新株予約権 B	第11回新株予約権 C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名	当社役員 7名	当社従業員 131名 子会社役員 及び従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 35,700株	普通株式 66,000株	普通株式 195,800株
付与日	平成24年12月19日	平成24年12月19日	平成24年12月19日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成26年12月20日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成27年11月30日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数(1個未満はこれを切り上げる。)とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時(平成26年12月20日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成24年12月19日 至平成26年12月19日	該当事項はありません。	自平成24年12月19日 至平成26年12月19日
権利行使期間	自平成26年12月20日 至平成34年12月3日	自平成24年12月20日 至平成54年12月3日	自平成26年12月20日 至平成34年12月3日

- (注) 1. 第6期中に子会社ではなくなり、当該ストック・オプションは消却しております。
2. 平成18年4月7日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割しております。
3. 平成19年4月28日付で普通株式1株を5株の割合で株式分割しております。
4. 平成24年2月1日付で普通株式1株を200株の割合で株式分割しております。

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	20,000	356,000	60,000	309,000
権利確定				
権利行使	20,000	98,000	20,000	14,000
失効				
未行使残		258,000	40,000	295,000

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	30,000	21,000	47,000	51,600
権利確定				
権利行使	7,000		6,000	15,600
失効				
未行使残	23,000	21,000	41,000	36,000

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,000	56,000	82,400
権利確定			
権利行使		7,200	35,800
失効		800	400
未行使残	15,000	48,000	46,200

	第9回新株予約権A	第9回新株予約権B	第9回新株予約権C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末 付与 失効	33,800		155,400
権利確定 未確定残	33,800		155,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	33,800 3,800 30,000	60,000 2,400 1,600 56,000	155,400 43,600 12,000 99,800

	第10回新株予約権A	第10回新株予約権B	第10回新株予約権C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末 付与 失効	48,200		191,000 24,800
権利確定 未確定残	48,200		166,200
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残		60,000 600 1,400 58,000	

	第11回新株予約権A	第11回新株予約権B	第11回新株予約権C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末 付与 失効	35,700	66,000	195,800 10,400
権利確定 未確定残	35,700	66,000	185,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残		66,000 66,000	

- (注) 1. 平成18年4月7日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割しております。
2. 平成19年4月28日付で普通株式1株を5株の割合で株式分割しております。
3. 平成24年2月1日付で普通株式1株を200株の割合で分割しておりますが、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	100	250	250	585
行使時平均株価 (円)	871	1,194	871	1,133
公正な評価単価 (付与日)(円)				171

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利行使価格 (円)	327	1	1	356
行使時平均株価 (円)	1,036		773	994
公正な評価単価 (付与日)(円)	67	315	315	117

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	312
行使時平均株価 (円)		773	1,073
公正な評価単価 (付与日)(円)	292	266	105

	第9回新株予約権A	第9回新株予約権B	第9回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	517
行使時平均株価 (円)	882	773	1,192
公正な評価単価 (付与日)(円)	347	428	227

	第10回新株予約権A	第10回新株予約権B	第10回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	930
行使時平均株価 (円)		773	
公正な評価単価 (付与日)(円)	711	831	431

	第11回新株予約権A	第11回新株予約権B	第11回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	822
行使時平均株価 (円)			-
公正な評価単価 (付与日)(円)	566	672	337

- (注) 1. 平成18年4月7日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割しております。
2. 平成19年4月28日付で普通株式1株を5株の割合で株式分割しております。
3. 平成24年2月1日付で普通株式1株を200株の割合で分割しておりますが、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

	第11回新株予約権 A	第11回新株予約権 B	第11回新株予約権 C
使用した評価技法	モンテカルロ・シミュレーション	ブラック・ショールズモデル	モンテカルロ・シミュレーション
株価変動性(注) 1	59.483%	59.163%	59.483%
予想残存期間(注) 2	5.98年	14.98年	5.98年
予想配当(注) 3	11円/年	11円/年	11円/年
無リスク利率(注) 4	0.282%	1.323%	0.282%

- (注) 1. 5年11か月(平成18年12月27日～平成24年12月19日)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定し見積もっております。
 3. 平成25年7月期の予想配当額によっております。
 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	66,570千円	32,016千円
未払事業税	49,651	23,369
賞与引当金	38,073	42,426
投資有価証券評価損	70,161	70,161
貸倒引当金	15,797	12,527
新株予約権	31,115	51,111
その他	37,059	52,463
繰延税金資産小計	308,430	284,077
評価性引当額	58,398	23,006
繰延税金資産合計	250,031	261,070
繰延税金負債		
固定資産税	58,213	60,006
特別償却準備金		350,955
その他有価証券評価差額金	98,820	264,860
その他	2	
繰延税金負債合計	157,037	675,822
繰延税金資産(負債)の純額	92,994	414,752

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	75,466千円	63,015千円
固定資産 - 繰延税金資産	17,527	1,889
流動負債 - 繰延税金負債		
固定負債 - 繰延税金負債		479,656

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年7月31日)	当連結会計年度 (平成25年7月31日)
法定実効税率	40.69%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.46	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割	0.21	
のれん償却費	0.41	
その他	0.06	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.92	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.63	

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

当社及び連結子会社の事業は、報告セグメントが総合ITアウトソーシング事業のみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	iDCサービス	マネージドサービス	ソリューションサービス	合計
外部顧客への売上高	10,362,537	3,261,452	1,123,671	14,747,661

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	2,188,499千円	総合ITアウトソーシング事業
KDDI株式会社	1,557,769千円	総合ITアウトソーシング事業

当連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	iDCサービス	マネージドサービス	ソリューションサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	10,739,711	4,326,503	1,536,208	60,615	16,663,037

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	2,326,334千円	総合ITアウトソーシング事業
KDDI株式会社	1,893,954千円	総合ITアウトソーシング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)

当連結会計年度における総合ITアウトソーシング事業ののれん償却額は42,281千円、未償却残高は125,487千円です。なお、当社及び連結子会社は、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントです。

当連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

当連結会計年度における総合ITアウトソーシング事業ののれん償却額は40,218千円、未償却残高は90,244千円です。なお、当社及び連結子会社における報告セグメントは、総合ITアウトソーシング事業のみであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	寺田倉庫(株)	東京都 品川区	100,000	不動産 賃貸業	(被所有) 直接 20.6%	不動産賃貸 借契約	補償金の受 取(注)	17,000	その他 流動資産 (未収入金)	17,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

工事遅延による補償金であり、金額については双方合意によるものであります。

当連結会計年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

関連当事者との間に重要な取引がないため、記載を省略しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

関連当事者との間に重要な取引がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

関連当事者との間に重要な取引がないため、記載を省略しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	天野 信之			当社代表取 締役副社長	(被所有) 直接 1.9%	当社代表取 締役副社長	第3回新株 予約権の権 利行使(注)	12,000		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成17年8月24日取締役会決議により発行した第3回新株予約権であります。

当連結会計年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	天野 信之			当社代表取 締役副社長	(被所有) 直接 1.6%	当社代表取 締役副社長	第3回新株 予約権の権 利行使(注)	12,000		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成17年8月24日取締役会決議により発行した第3回新株予約権であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	
1株当たり純資産額	244.90円	1株当たり純資産額	333.20円
1株当たり当期純利益金額	40.49円	1株当たり当期純利益金額	51.13円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	39.48円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	49.70円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,336,989	1,703,740
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,336,989	1,703,740
普通株式の期中平均株式数(株)	33,019,191	33,316,288
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	844,655	962,195
(うち新株予約権(株))	(844,655)	(962,195)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権191,000株)	

(注) 当社は、平成24年2月1日付で、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	150,000	110,000	0.7	
1年以内に返済予定の長期借入金	3,280,900	4,283,510	1.4	
1年以内に返済予定のリース債務	1,115,533	1,158,716	2.2	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,373,330	10,949,820	1.4	平成26年～平成35年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,291,936	2,203,686	2.3	平成26年～平成34年
その他有利子負債				
合計	16,211,699	18,705,732		

- (注) 1. 借入金の平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。また、平均利率はリース物件の維持管理費用相当額を含めて算定しております。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,459,980	2,055,460	1,547,130	3,166,250
リース債務	1,114,429	515,050	420,438	111,155

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,027,332	8,056,842	12,390,372	16,663,037
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	734,922	1,456,304	2,131,714	2,759,745
四半期(当期)純利益金額 (千円)	449,910	894,172	1,311,760	1,703,740
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	13.63	27.06	39.64	51.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.63	13.43	12.58	11.52

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,732,112	5,747,903
売掛金	688,870	690,109
前払費用	340,386	342,841
繰延税金資産	47,830	24,079
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	46,000	16,000
立替金	879	566,891
その他	18,640	61,340
貸倒引当金	39,284	35,176
流動資産合計	3,835,436	7,413,988
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,018,301	22,480,301
減価償却累計額	5,558,183	6,992,124
建物（純額）	¹ 14,460,118	¹ 15,488,177
機械及び装置	609,437	1,780,748
減価償却累計額	285,721	410,526
機械及び装置（純額）	323,715	1,370,221
工具、器具及び備品	3,113,127	3,447,204
減価償却累計額	1,752,253	2,209,342
工具、器具及び備品（純額）	1,360,874	1,237,861
リース資産	6,072,832	7,283,638
減価償却累計額	2,715,220	3,959,146
リース資産（純額）	3,357,612	3,324,491
建設仮勘定	1,768,196	1,630,196
有形固定資産合計	21,270,516	23,050,948
無形固定資産		
ソフトウェア	224,049	293,848
ソフトウェア仮勘定	2,835	-
その他	3,874	3,793
無形固定資産合計	230,758	297,641
投資その他の資産		
投資有価証券	425,770	1,080,209
関係会社株式	516,783	535,017
長期貸付金	7,400	-
関係会社長期貸付金	32,000	16,000
破産更生債権等	155	155
長期前払費用	134,135	125,291
建設協力金	639,216	605,818
繰延税金資産	17,527	-
差入保証金	964,297	1,008,454
その他	10	192,010
貸倒引当金	7,555	155
投資その他の資産合計	2,729,742	3,562,801
固定資産合計	24,231,018	26,911,391

資産合計

28,066,454

34,325,380

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	150,000	110,000
1年内返済予定の長期借入金	¹ 3,280,900	¹ 4,283,510
リース債務	1,115,533	1,158,716
未払金	1,093,260	1,249,248
未払費用	69,693	80,005
未払法人税等	646,609	175,226
前受金	1,526,000	1,322,374
預り金	22,295	23,052
賞与引当金	71,783	78,996
その他	14,043	23,810
流動負債合計	7,990,120	8,504,941
固定負債		
長期借入金	¹ 9,373,330	¹ 10,949,820
リース債務	2,291,936	2,203,686
資産除去債務	48,342	102,734
繰延税金負債	-	479,656
固定負債合計	11,713,608	13,735,897
負債合計	19,703,729	22,240,838
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,762,098	3,462,963
資本剰余金		
資本準備金	1,697,158	2,398,023
その他資本剰余金	-	247,922
資本剰余金合計	1,697,158	2,645,945
利益剰余金		
利益準備金	9,934	9,934
その他利益剰余金		
特別償却準備金	-	633,768
繰越利益剰余金	3,932,443	4,563,131
利益剰余金合計	3,942,378	5,206,834
自己株式	420,831	-
株主資本合計	7,980,803	11,315,742
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	178,454	478,293
評価・換算差額等合計	178,454	478,293
新株予約権	203,467	290,504
純資産合計	8,362,725	12,084,541
負債純資産合計	28,066,454	34,325,380

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
売上高	13,579,109	15,152,515
売上原価	9,406,004	10,708,388
売上総利益	4,173,105	4,444,127
販売費及び一般管理費	¹ 1,448,385	¹ 1,554,627
営業利益	2,724,719	2,889,500
営業外収益		
受取利息	16,411	15,539
有価証券利息	1,473	122
業務受託料	² 5,640	² 12,600
受取補償金	17,000	-
受取賃貸料	² 9,272	² 11,046
その他	719	5,498
営業外収益合計	50,516	44,808
営業外費用		
支払利息	312,598	300,067
その他	348	45,623
営業外費用合計	312,947	345,691
経常利益	2,462,288	2,588,616
特別利益		
新株予約権戻入益	3,214	13,933
特別利益合計	3,214	13,933
特別損失		
投資有価証券評価損	102,201	-
特別損失合計	102,201	-
税引前当期純利益	2,363,300	2,602,550
法人税、住民税及び事業税	996,039	652,678
法人税等調整額	20,474	354,895
法人税等合計	1,016,514	1,007,574
当期純利益	1,346,786	1,594,976

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)		当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	450,261	4.8	532,284	5.0
経費		8,650,386	92.0	9,715,793	90.7
小計		9,100,647		10,248,077	
当期商品仕入高		305,356	3.2	465,317	4.3
合計		9,406,004		10,713,395	
他勘定振替高	2			5,007	0.0
当期売上原価		9,406,004	100.0	10,708,388	100.0

1 経費の主な内訳は以下のとおりであります。

前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)		当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	
地代家賃	1,105,178千円	地代家賃	1,274,930千円
施設電力費	1,598,617千円	施設電力費	1,913,091千円
賃借料	673,896千円	賃借料	760,933千円
減価償却費	3,083,145千円	減価償却費	3,342,921千円
通信費	452,348千円	通信費	442,011千円
業務委託費	510,851千円	業務委託費	539,072千円

2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
	固定資産振替高 5,007千円

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,732,738	2,762,098
当期変動額		
新株の発行	29,360	700,864
当期変動額合計	29,360	700,864
当期末残高	2,762,098	3,462,963
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,667,798	1,697,158
当期変動額		
新株の発行	29,360	700,864
当期変動額合計	29,360	700,864
当期末残高	1,697,158	2,398,023
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	-	247,922
当期変動額合計	-	247,922
当期末残高	-	247,922
資本剰余金合計		
当期首残高	1,667,798	1,697,158
当期変動額		
新株の発行	29,360	700,864
自己株式の処分	-	247,922
当期変動額合計	29,360	948,787
当期末残高	1,697,158	2,645,945
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	9,934	9,934
当期末残高	9,934	9,934
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
特別償却準備金の積立	-	633,768
当期変動額合計	-	633,768
当期末残高	-	633,768
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,959,089	3,932,443
当期変動額		
剰余金の配当	363,370	330,520
当期純利益	1,346,786	1,594,976
自己株式の処分	10,061	-
特別償却準備金の積立	-	633,768
当期変動額合計	973,354	630,687

当期末残高

3,932,443

4,563,131

	前事業年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	2,969,023	3,942,378
当期変動額		
剰余金の配当	363,370	330,520
当期純利益	1,346,786	1,594,976
自己株式の処分	10,061	-
特別償却準備金の積立	-	-
当期変動額合計	973,354	1,264,456
当期末残高	3,942,378	5,206,834
自己株式		
当期首残高	274,095	420,831
当期変動額		
自己株式の取得	174,297	-
自己株式の処分	27,561	420,831
当期変動額合計	146,735	420,831
当期末残高	420,831	-
株主資本合計		
当期首残高	7,095,464	7,980,803
当期変動額		
新株の発行	58,720	1,401,729
剰余金の配当	363,370	330,520
当期純利益	1,346,786	1,594,976
自己株式の取得	174,297	-
自己株式の処分	17,500	668,754
当期変動額合計	885,338	3,334,939
当期末残高	7,980,803	11,315,742
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	178,454
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	178,454	299,839
当期変動額合計	178,454	299,839
当期末残高	178,454	478,293
評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	178,454
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	178,454	299,839
当期変動額合計	178,454	299,839
当期末残高	178,454	478,293
新株予約権		
当期首残高	135,083	203,467
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	68,384	87,036
当期変動額合計	68,384	87,036
当期末残高	203,467	290,504

	前事業年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)
純資産合計		
当期首残高	7,230,547	8,362,725
当期変動額		
新株の発行	58,720	1,401,729
剰余金の配当	363,370	330,520
当期純利益	1,346,786	1,594,976
自己株式の取得	174,297	-
自己株式の処分	17,500	668,754
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	246,838	386,876
当期変動額合計	1,132,177	3,721,816
当期末残高	8,362,725	12,084,541

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) 子会社及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、データセンター部門の建物付属設備及びエネルギー事業推進部門の機械及び装置については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	38年
建物付属設備	6～18年
機械及び装置	17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更等)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年8月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保を付している債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
建物	1,142,220千円	1,054,663千円

(2) 担保を付している債務

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	57,240千円	32,350千円
長期借入金	2,684,070	2,651,720

2 偶発債務

第5データセンター建設に伴い当社が将来負うべき債務について、リース会社が立替えている代金に対し、債務を保証しております。

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
東京センチュリーリース㈱	千円	773,400千円

3 当座貸越契約及びコミットメント契約に関する契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	2,400,000千円	11,434,800千円
借入実行高	150,000	110,000
差引額	2,250,000	11,324,800

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38.8%、当事業年度35.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61.2%、当事業年度65.0%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
役員報酬	144,000千円	146,175千円
給与	356,313	405,964
株式報酬費用	69,522	99,902
福利厚生費	87,554	95,450
地代家賃	73,589	75,265
減価償却費	70,853	67,884
業務委託費	99,668	142,338
人材派遣料	75,050	106,042
貸倒引当金繰入額	29,098	
賞与引当金繰入額	36,721	40,465
広告宣伝費	88,372	57,315

(表示方法の変更)

「株式報酬費用」及び「人材派遣料」は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超えたため、当事業年度より主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度におきましても主要な費目として表示しております。

- 2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
業務受託料	5,640千円	12,600千円
受取賃貸料	9,272	11,046

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注)	3,662	880,978	22,240	862,400
合計	3,662	880,978	22,240	862,400

(注) 自己株式の増加の内、680,978株は平成24年 2月 1日付で行った 1株を200株とする株式分割によるものであり、200,000株は市場における自己株式の取得によるものであります。また、自己株式の減少22,240株は、新株予約権権利行使に伴う処分によるものであります。

当事業年度(自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注)	862,400		862,400	
合計	862,400		862,400	

(注) 自己株式の減少の内、717,200株は平成25年 7月 8日に行った自己株式の売出しに伴う処分によるものであり、145,200株は新株予約権権利行使に伴う処分によるものであります。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主としてデータセンター設備等(「建物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却資産の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年7月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	751,819	371,561	380,257
機械及び装置	112,949	38,904	74,044
工具、器具及び備品	269,800	151,188	118,611
合計	1,134,569	561,655	572,913

(単位：千円)

	当事業年度 (平成25年7月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	100,253	69,195	31,058
機械及び装置	37,649	14,432	23,217
工具、器具及び備品	5,484	4,646	837
合計	143,388	88,274	55,113

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	73,032	4,876
1年超	505,371	50,639
合計	578,404	55,515

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
支払リース料	151,605	83,787
減価償却費相当額	123,826	67,937
支払利息相当額	21,282	10,754

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 7月31日)	当事業年度 (平成25年 7月31日)
1年内	1,226,192	1,308,669
1年超	12,323,290	11,532,538
合計	13,549,482	12,841,208

(注) 第3データセンターB棟及び第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年 7月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式515,475千円、関連会社株式1,308千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成25年 7月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式533,709千円、関連会社株式1,308千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	48,555 千円	20,234 千円
賞与引当金	27,284	30,026
投資有価証券評価損	70,161	70,161
新株予約権	31,115	51,111
貸倒引当金	15,797	12,066
その他	29,400	36,568
繰延税金資産合計	222,316	220,168
繰延税金負債		
固定資産税	58,136	59,929
特別償却準備金		350,955
その他有価証券評価差額金	98,820	264,860
繰延税金負債合計	156,957	675,745
繰延税金資産(負債)の純額	65,358	455,576

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
法定実効税率	40.69 %	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.39	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割	0.11	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.84	
その他	0.02	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.01	

(資産除去債務関係)

重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)		当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	
1株当たり純資産額	247.31円	1株当たり純資産額	332.38円
1株当たり当期純利益金額	40.78円	1株当たり当期純利益金額	47.87円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	39.77円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	46.52円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)	当事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,346,786	1,594,976
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,346,786	1,594,976
普通株式の期中平均株式数(株)	33,019,191	33,316,288
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	844,655	962,195
(うち新株予約権(株))	(844,655)	(962,195)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権191,000株)	

(注) 当社は、平成23年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成24年2月1日付で、普通株式1株につき200株に分割いたしました。なお、前事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
		(株)モブキャスト	450,000	774,900
		(株)SHIFT	334	50,100
		(株)クララオンライン	200	36,489
		(株)ネオジャパン	110	31,900
		Mido Holdings Ltd.	974,250	29,980
		その他(4銘柄)	75,910	46,911
		計	1,500,804	970,280

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	出資口数(口)	貸借対照表計上額(千円)
		(投資事業有限責任組合契約)		
		ジャフコSV4-A号投資事業有限責任組合	1	99,928
		Samurai Incubate Fund4号投資事業有限責任組合	1	10,000
		計	2	109,928

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	20,018,301	2,499,304	37,304	22,480,301	6,992,124	1,451,975	15,488,177
機械及び装置	609,437	1,172,498	1,187	1,780,748	410,526	125,918	1,370,221
工具、器具及び備品	3,113,127	347,192	13,116	3,447,204	2,209,342	469,859	1,237,861
リース資産	6,072,832	1,210,805		7,283,638	3,959,146	1,243,926	3,324,491
建設仮勘定	1,768,196	5,407,043	5,545,043	1,630,196			1,630,196
有形固定資産計	31,581,895	10,636,844	5,596,651	36,622,088	13,571,140	3,291,679	23,050,948
無形固定資産							
ソフトウェア	496,746	181,971	44,644	634,073	340,225	112,172	293,848
ソフトウェア仮勘定	2,835	187,003	189,838				
その他	4,887	242		5,129	1,336	323	3,793
無形固定資産計	504,468	369,218	234,482	639,202	341,561	112,496	297,641
長期前払費用	134,135		8,844	125,291			125,291

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	主な増減理由	金額(千円)
建物	データセンター設備投資による増加	2,499,304
機械及び装置	太陽光発電設備投資による増加	1,010,145
リース資産	データセンター設備投資による増加	1,210,805
建設仮勘定	データセンター設備投資による増加	5,407,043

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	46,839	31,985	7,400	36,092	35,332
賞与引当金	71,783	78,996	71,783		78,996

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び回収等による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	221
預金	
当座預金	190,313
普通預金	5,557,367
小計	5,747,681
合計	5,747,903

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
グリー株式会社	295,658
KDDI株式会社	149,448
中国電力株式会社	28,845
SCSK株式会社	28,748
株式会社大塚商会	26,536
その他	160,870
合計	690,109

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
688,870	3,238,083	3,236,844	690,109	82.4	77.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

1年内返済予定の長期借入金

借入先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	2,020,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	621,400
株式会社横浜銀行	450,000
日本生命保険相互会社	437,500
株式会社三井住友銀行	250,000
その他	504,610
合計	4,283,510

前受金

相手先	金額(千円)
グリー株式会社	578,490
株式会社ポケラボ	39,533
イー・アクセス株式会社	28,360
株式会社コロブラ	24,466
株式会社アクシス	20,311
その他	631,212
合計	1,322,374

長期借入金

借入先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	3,590,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,418,450
株式会社三井住友銀行	1,262,500
株式会社商工組合中央金庫	1,074,000
株式会社横浜銀行	837,500
その他	1,767,370
合計	10,949,820

リース債務(固定負債)

借入先	金額(千円)
東京センチュリーリース株式会社	480,615
東銀リース株式会社	474,253
ニッセイ・リース株式会社	229,193
IBJL東芝リース株式会社	171,260
リコーリース株式会社	129,159
その他	719,203
合計	2,203,686

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第13期)(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)平成24年10月25日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成25年 6月13日関東財務局長に提出

平成24年10月25日に提出いたしました第13期(自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年10月25日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

(第14期第 1 四半期)(自 平成24年 8月 1日 至 平成24年10月31日)平成24年12月14日関東財務局長に提出

(第14期第 2 四半期)(自 平成24年11月 1日 至 平成25年 1月31日)平成25年 3月15日関東財務局長に提出

(第14期第 3 四半期)(自 平成25年 2月 1日 至 平成25年 4月30日)平成25年 6月13日関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書の訂正報告書

平成25年 6月13日関東財務局長に提出(2 件)

平成24年12月14日に提出いたしました(第14期第 1 四半期)(自 平成24年 8月 1日 至 平成24年10月31日)四半期報告書に係る訂正報告書であります。

平成25年 3月15日に提出いたしました(第14期第 2 四半期)(自 平成24年11月 1日 至 平成25年 1月31日)四半期報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成24年12月 4日関東財務局長に提出(3 件)

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 (新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年 7月 9日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号(提出会社の主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

平成24年12月21日関東財務局長に提出(3 件)

平成24年12月 4日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(8) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

平成25年 6月14日関東財務局長に提出

一般募集、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しに係る有価証券届出書(参照方式)です。

(9) 有価証券届出書(参照方式)の訂正届出書

平成25年 6月26日関東財務局長に提出

平成25年 6月14日提出の有価証券届出書(参照方式)に係る訂正届出書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年10月29日

株式会社ビットアイル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 宏 明 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成24年8月1日から平成25年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成25年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビットアイルの平成25年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ビットアイルが平成25年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月29日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 宏 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成24年8月1日から平成25年7月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイルの平成25年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。